

BULLETIN

DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDEE EN MARS 1888.)

No 79. DÉCEMBRE 1894.

(LE BULLETIN PARAÎT TOUTS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

第七拾九號

明治廿一年五月刊

明治廿七年

第拾貳月刊

廣告

法科大學 和佛法律學校 刑法講師  
專修學校 日本法律學校  
大日本監獄協會特別會員待遇

法學士 岡田朝太郎先生著

日刑法論 完

定價金貳圓五拾錢總色  
クロイヌ草付紙數千百  
二十餘頁金字入美本

本書は本邦現行の刑法、及、監獄則を基礎とし歐米  
右今の有名なる刑法學者、及、監獄學者の諸説を引  
証したるものにて本邦監獄事項の如きに至りては先  
生自北は北海道、西南は九州到る處の諸監獄を巡視  
して其の材料を集め實察上に有益なる意見を加へた  
るものなれば是れまで世に流布する刑法書類とは大  
に其趣きを異にし司獄官諸氏には尤も有益なるもの  
なり乞ふ一本を備へて實務上の一助とせられよ

東京市神田區一ツ橋通町七番地

發行所 有斐閣書店

謹告

各府縣監獄の榮代、及、日々の献立表  
は、區々にして一定ならず故に實務家中には其の材  
料を參考取捨して之が改良を計らんと希望する向き  
多し本會は其の好材料を蒐集して本誌に特載し之か  
參考に供せんとす當局者諸君翼は  
くは務めて之の報告の勞  
を執られんことを

佐野 尙白

發行兼編輯者 佐野 尙  
印刷者 池田 宗平  
印刷所 東京並木活版所

明治廿七年十一月三十日發行

發行所 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地  
大日本監獄協會事務所  
東京市淺草區黒船町廿八番地  
賣捌所 東京並木活版所書店  
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地  
池田 宗平  
院 其外各書店





# 大日本監獄協會雜誌本年分目次

(自第六十八號至第七十九號)

## ●論說

- ◎監獄改良に就きて(自第六十八號至第六十九號) 曲木 如長
- ◎監獄の懲罰は法律を以てするにあらざれば設くるふに能はざるか (第六十八號) 加地 鈔太郎

- ◎維新後の監獄沿革史 (自第六十九號至第七十一號) 佐野 尙

- ◎教育と犯罪との關係に就きて (自第七十號至第七十二號) 楠 實煙外

- ◎監獄改良の新説 (第七十號) 久我 懋正

- ◎作業の性質を論じて北海道炭礦業に及ぶ (第七十一號) 印南 於菟吉

- ◎監獄則改正に就きて希望を述べ (第七十一號) 佐野 尙

- ◎獄教師師範 (第七十二號) 佐野 尙

- ◎西南陸軍紀行 (自第七十二號至第七十六號) 佐野 尙

- ◎傳愛の解 (第七十三號) 瀧 水 生

- ◎監獄評議委員の消息今果して如何 (第七十三號) 坂東 居士

- ◎看守の正當防衛權を論ず (第七十四號) 法 海 生

- ◎保護事業に關する卑見 (第七十五號) 河野 純孝
- ◎看守押丁諸氏に告ぐ (第七十五號) (第七十五號)
- ◎職務實驗上規定更改の必要を感ずる條々 (第七十六號) 坂東 居士
- ◎墮落人の上訴期限は既に一定の解釋あり (第七十六號) 小山 松吉

- ◎狂老の首(監獄則改正に先だつて希望を陳ぶ) (自第七十七號至第七十八號) 佐野 尙

- ◎監獄則改正は果たして十分なる望を達し得べきか (第七十八號) 三 餘 學士

- ◎破云に暮れなむぞす (第七十九號) (第七十九號)

- ◎東北地方典獄協議會決議案第二號第三項を讀む (第七十九號) 深井 監一 郎

- ◎講義 (自第七十二號至第七十九號) 別 天 生

- ◎看守勤務法 (自第七十二號至第七十九號) 別 天 生

- ◎雜錄

- ◎囚人出監後の書信
- ◎名簿と身分帳
- ◎収監會議と懲罰
- ◎懲罰と教誨
- ◎放免野澤
- ◎監獄役園庫支辨の建議
- ◎第五議會
- ◎穿衣は速に排除すべし
- ◎看守採用規則
- ◎廳府縣看守の定員
- ◎女監取締及押丁の定員
- ◎巡回調査細目
- ◎書籍の看讀を許すの範圍
- ◎被服検査
- ◎監獄統計
- ◎犯罪人員犯時月別表

- ◎監獄協會第四回常集會通記 (自第六十八號) (以上第六十八號)

- ◎監獄改良の本趣
- ◎在監人の所持金工錢の移送
- ◎監獄の會計
- ◎看守の教育
- ◎科租の點檢
- ◎看守長看守服制
- ◎看守押丁の給與品
- ◎賞品の
- ◎書籍の看讀に就て
- ◎犯罪の更正
- ◎炊夫掃除夫等の選擇を要す
- ◎身分帳其他の帳簿
- ◎監獄費園庫支辨
- ◎改正監獄則
- ◎内務報告例
- ◎押送中捕利者の取扱方
- ◎戻院の就役因
- ◎以上第六十九號

- ◎補助証書の授與
- ◎獄中に係る刑事被告人の接見
- ◎女監取締の手續
- ◎警察留置費に在る囚人
- ◎囚人の被服
- ◎監獄の醫務
- ◎囚人費用支辨方
- ◎女監取締押丁採用規則私案
- ◎女監取締への注意

- ◎万国監獄會誌 (以上第七十號)

◎監獄に関する法令の施行◎典獄の手続◎機東と經理◎支署長の兼任◎囚人贈送費◎後服と常衣◎工錢の差押上處分◎監獄の經濟◎在監人員良善◎警務◎埤内の注意◎外資の監獄參觀◎女囚の検閲◎食物の購求◎万国監獄會議委員及統計表◎書籍下附の制限◎屏禁處罰◎屏禁處罰中の免役日◎携帶乳兒◎數語◎一種の試験法 (以上第七十一號)

◎別房留置人に就きて◎押送途中満期者を拘禁したる費用◎信書及び香箱の下付方◎屏禁處罰の件◎領置品の受授◎獨歩の禁◎放免因内地に送還了人◎監獄の刑罰法◎看守押丁女監取締の軌道◎衛生◎刑事被告人の香箱置方◎嬰体の監獄◎國庫支辨案◎典獄聯合會◎典獄聯合會の注意◎條件附獄前處罰◎監獄の作業◎看守奉職の宣誓◎餘罪の發覺して拘置監に在る囚人◎作業の科程◎囚人動作の號令◎監獄警署と監獄支署との連絡 (以上第七十二號)

◎補助課書所有者の職掌◎看守巡查給助金停止の範圍◎監獄の帳簿◎東北聯合の典獄會◎分房制◎事務所整理の試金石◎典獄の義務◎典獄の地位に於ける世評◎監獄評議委員會◎錠治橋監獄の暴動◎刑事被告人護送法◎服制の改正に輿論なり◎監獄巡閱報告◎領置表◎戒護の注意◎報告例◎萬國監獄會提出書類◎帝國財政革新會の目的◎味噌醬油の製作◎監獄醫の選擇◎睡眠◎統計事項 (以上第七十三號)

◎看守の勤務に堪忍にあり◎警視廳の新築監獄◎監獄の新營◎豫備後備の軍籍にある看守◎將來治獄の上に及ぼす影響◎統計表の設備◎領置品品の保管◎逃走報告例改正の結果◎死者の被衣◎戒護師の遵守すべき事項◎監獄の事務◎送入品の檢定法◎行狀檢査◎濫賞の弊◎電氣燈◎監獄建築の模倣變更◎召集に應したる吏員の恤救法◎囚人の動作時間◎囚人食料に就きて◎萬國監獄委員の派遣◎在監人の信書◎感化院制度 (以上第七十八號)

◎假監外役所◎警察留置場の戒護◎囚徒の齒粉◎教諭師の特遇◎監獄の體役◎刑法改正奏案◎二課長の兼任に之を嚴遏すべし◎監獄警署の懲罰室◎監獄署の集權◎特赦の申請に容易にあらず◎地方議會の辭職◎從軍人夫婦朝役の取締◎監獄官講習所卒業生の退官◎形跡上疑ある者の解◎囚人に對する用語◎在監人月末現在人員表◎本年中華誌の目次◎統計の必要 (以上第七十九號)

●新則問答

◎看守採用規則(第六十八號)◎名籍原簿自檢其他語帳簿(第六十九號)◎監獄雜俎并に第七十四號第七十七號

●質疑應答

◎施設區分の疑義に就きて北石居士に答ふ◎市ヶ谷生の質疑三件◎竊盜疑○刑事被告拘置日數を減縮するの注意に就き高教を乞ふ (以上第六十八號)

◎刑律第五十一條應用に就きて北石居士に答ふ◎全◎質疑三題◎在監人別異法に就きて土陽散士の意見を問はん◎北海士の缺額刑の疑義に答ふ (以上第六十九號)

◎第六十八號質疑刑律第五十一條の應用に就きて北石居士に答ふ◎第六十九號矢島君の質疑三間に答ふ◎矢島君の質疑に答ふ◎本誌第六十九號質疑應答欄内山梨谷村嶋牛君の答に就きて◎質疑二件 (以上第七拾號)

坊間因に稱すへき作業◎授業手◎女監取締押丁の教習◎服制の改正に就きて◎假出獄の申請 (以上第七十四號)

◎看守定員の増減に就きて◎召集中の依職看守◎召集に應したる者の家族扶助◎第三課員は商業上の智識なる可からず◎懲治人の上期刑限◎辦案の審存◎徒刑囚の假出獄◎罰則適法◎再審上告等に依り被告人押送方に就きて◎服務中時事を談する勿れ◎幼年囚に對する注意◎押丁の旅費◎囚人の賃銀に就て◎別房留置人の逃走◎監獄衛生の一大進歩◎行狀表中工錢一日平均◎典獄地方典獄會議 (以上第七十五號)

◎警視廳看守無罪となる◎一日平均工錢の算出方◎逃走捕獲報告に就きて◎無責任の者に現金取扱を爲さしむる勿れ◎差入食料檢定法◎差入品中の危險物◎別房留置人の遺留貨物◎條約改正に就きて◎支那の囚徒◎服制の延期◎東洋の治瘡法◎戒護官吏をして事務補助に使用すべからず◎宮城縣の典獄聯合會◎典獄の夏迄 (以上第七十六號)

◎囚徒より軍資金納納を願出たる場合◎獄則處分と刑法上の制裁と併料するも差支ならむ◎處罰中父母の喪に遭ふ時は處罰を停止すべき◎工場内の我樂多箱◎新入室は一房一囚ならざる可からず◎逃走者捕獲の手配◎犯行の處罰ある時に電光石火の如くならざる可からず◎懲治人にも適宜の獎勵法を設くべし◎出獄の領置金は成るべく必要の費のみを下付すべし◎食費の償否◎工錢の科定◎戒護官吏を採用する時は能く身元を調査せよ◎監房物置の戸扉は常に閉鎖せよ◎監獄改正按の將來は如何 (以上第七十七號)

◎典獄會議の効果如何◎ナカゴ博覽會の實狀來れり◎囚人に對する衣類の差入◎看守の講習◎地方長官の監獄巡閱◎無期刑囚の◎刑律第五十一條の應用に就きて北石居士に答ふ◎矢島君の質疑三間に答ふ◎第六拾九號矢島君の質疑に答ふ◎中村巖君に答ふ◎第七十號在枝君の質疑に答ふ◎全上◎第七十號北海散士の質疑に答ふ◎全上◎疑問◎質疑四問 (以上第七十一號)

◎本誌第七十一號矢島君の質疑に答ふ◎全◎第七十一號看守志願生に答ふ◎全◎質疑三件 (以上第七十二號)

◎本誌第七十二號無名氏の質疑に答ふ◎全◎全號田村清君の質疑に答ふ◎質疑二件 (以上第七十三號)

◎無名氏質疑二件◎田村清氏質疑◎本誌第七十二號無名氏の質疑に答ふ◎本誌第七十二號田村氏の質疑に答ふ◎第七十二號雜譯無名氏の質疑に答ふ◎本誌第七十三號坂木祐是君の質疑に答ふ◎疑問◎質疑 (以上第七十四號)

◎本誌第七十三號坂木君の質疑に答ふ◎本誌第七十四號北島鐵憲人君の質疑に答ふ◎看守警約期限に就きて質疑す(以上第七十五號)

◎答在長岡獄外生の疑問◎答在南越學生質疑二題◎本誌第七十四號北島鐵憲人氏の質疑を解釋す◎全上◎第七十四號南越學生君の質疑第一間に答ふ◎全上◎第七十四號長岡獄外生の質疑に答ふ (以上第七十六號)

◎質疑二件 (以上第七十七號)

◎答工錢不給與質疑◎第七十七號北島鐵憲人氏の質疑に答ふ◎第七十七號長岡獄外生君に答ふ◎全二件◎質疑◎質問 (以上第七十八號)

◎第七十七號北島鐵憲人氏の質疑に答ふ◎北島氏の質疑二間に答ふ◎長岡獄外生に答ふ◎質疑三題 (以上第七十九號)

◎監獄作業論、加地鈔太郎譯(六十六號の續)◎犯罪の原因考究、佐野 麟  
 ◎第五回巴里万国監獄會議佛國政府出題綱目、平井光隆譯  
 ◎第五回巴里万国監獄會議規則◎囚人骨格測定法(至第七十八號)  
 加地鈔太郎譯 (以上第六十九號)

◎如何にせば監獄制度の本旨を貫徹すべきか、(承前)石田氏啓譯◎  
 ◎分房及巴里万国監獄會議、平井光隆譯  
 ◎第五回巴里万国監獄會議、許口慶次郎譯◎英國領事館附屬横濱監獄規則、工藤津道譯  
 ◎犯罪豫防及刑罰(自第七十二號至第七十四號)原胤昭  
 ◎受刑者不其の功者派遣者及緩刑者の保護に關する問題を研究する萬國公會、佐野 尚  
 (以上第七拾三號)

◎編述の假出獄、小山松吉 (自第七十四號至第七十六號)  
 ◎萬國監獄委員に關する簡規程坂東居士譯(自第七十五號至第七十七號)  
 ◎犯罪豫防策、田中太郎譯 (自第七十五號至第七十六號)  
 ◎囚人の減少策、加地鈔太郎◎獨逸國監獄改良の計畫、大和居士譯  
 (以上第七十八號)

◎長期刑の囚徒を以て屋外の苦役に就かしむるの利益を論ず大和居士譯  
 (以上第七十九號)  
 ◎寄書

◎獄事關係の名家十名投票の結果◎罪囚◎種別◎監獄衛生及醫務の件を論じて監獄任用の事及ふ◎減食處罰者の休養に就きて◎新春の所感を記し併せて再び看守勤務法に及ふ◎小山松吉君の大坂府監獄を觀るてふ記事を讀む  
 (以上第六十八號)

◎穿衣は決して履すべからず◎罪囚の種別◎給糧要論◎官制改

◎在監病者を減少せしむる方法◎死亡囚の預置貨物處分法に付事見を述ぶ◎拘留監に司法官に屬すべきの當否なるを論ず◎出納官處に就きて◎職中にて囚人刑法の罪を犯すまきは刑法處分を職則上處分を宜しく併科すべし◎餘罪發覺の爲め拘留狀を發せられたる囚人の退還方に就きて  
 (以上第七十六號)

◎出獄人保護に就きて◎看守採用規則第七條は看守たる者の常に服習す可き一大原則なり◎囚徒の被服に就きて◎拘留監餘罪囚の待遇に就きて◎立術諸子に望む  
 (以上第七十七號)

◎監獄刑施行細則を讀みて實務家諸君の注意を促す◎監獄費國庫支辨論者に告ぐ◎減食處罰囚徒體重調査成績(自第七十九號)◎新入囚現役算入方に就きて  
 (以上第七十八號)

◎囚人の入浴回数に貧賤の多寡に應じて制限す云ふに就いて◎偶應三則◎被服の洗濯◎囚人の犯則◎在監者の惡弊を絶つ◎工場擔當看守に一語す◎司獄官◎看守採用規則の退職賜金者に及ぼす影響  
 (以上第七十七號)

◎看守の姿勢上に就きて一言す◎女監取締は女子師範學校卒業生及び之と同等の學力有する者を採用すべし◎監視規則全廢を希望す◎押丁諸君に望む◎監獄改良歌◎監獄改良の先鞭◎看守諸君に告ぐ◎司獄官諸君に望む◎直接戒護者の確持すべき思想と休養◎南部氏の寄書に就きて◎留學幸助君の教師主義に就きて一言す  
 (以上第七十號)

◎希望七則◎殘監視計算方に就きて◎看守長及看守服制に付一言す◎看守者に一言す◎本誌第七十號小南十郎氏の寄書に就きて  
 (以上第七十一號)

◎左監人に對する外來の信書告示方に就きて◎書籍差入の件につき◎監獄の戒護と作業と◎監獄の衛生◎看守長の改正服制は速に實施せられんことを望む◎看守諸君に望む◎押丁全體に付きて  
 (以上第七十二號)

◎行狀表視察項目に就きて意見を述ぶ◎警察廳監獄囚徒破獄の事を聞きて所感を述ぶ◎時間の改正は監獄の不経済なり◎本邦律書の由來◎看守の惡弊◎學生に答ふ  
 (以上第七十三號)

◎獄老を脱するの機◎出獄生の妾を辨す◎徒流刑囚を島地に發遣するの害◎重罪囚を北海道に移す論◎囚人身分制の處分◎食物の購求に就きて◎緩刑者の行刑に就きて◎在監人に送達する書類取扱を一定せられん事を望む◎看守試験官に一言す◎預置貨物に就て  
 (以上第七十四號)

◎重罪囚を北海道に移す論◎囚人別異法に就きて◎看守の誓約期限に付て◎看守の兵器使用◎看守と巡査との禮式に差異ありしむ  
 (以上第七十五號)

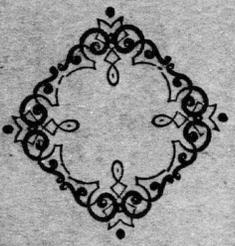
第七十八號本會常集會議事

速記正誤

拜啓、過日常集會の席上に於て、監獄地坪の標準の問題に對し、昨年小官四國監獄巡回の際、目撃したる所を御話し申候内、香川縣監獄、及、支那監獄の地坪囚員の所、心覺えにて、御話し候ま、少々相違の廉も有之候間、左之通、御訂正被下度候

佐野 尚 様 石澤 謹 吾

- 香川縣監獄本署 敷 地 建 坪 在 監 人 六千六百坪餘 千五百三十坪餘 千二百六十七人
- 同 縣九龍支署 敷 地 建 坪 在 監 人 七百八十坪餘 三百四十坪餘 二百八十八人



## 會 告

退會申込みの諸君には無論雜誌は發送せざる處其の申込みと本會よりの發送と行き違へるにあり此の行違ひの雜誌には唯返戻と記したる付箋して其の儘郵便函に投入あらは然るべきを或は封を改めて無駄に五厘印紙を貼付せらるるあり或は云々ど退會申込みの如き書信同様の長付箋を附せらるるものあり前者に於ては本會にて別に損益する處之なきも後者にありては其都度罰税を課せられ迷惑からされは以來返戻の雜誌には單に退會に就き返戻すの文字を記したる付箋をなして御返送有之度候也  
右廣告す

明治廿七年十二月

大日本監獄協會

# 大日本監獄協會雜誌第七拾九號

明治二十七年十二月

## 論 說

### ◎歲云に暮れなむとす

烏兔匆匆、梭を轉するよりも速に、二十七の年光も、亦、云に盡きをむとす、日月は逝き、流水は息まず、人老ゆるあるは、自然の命數にして、今更の如く、敢て驚くには及はずと雖も、驚く可からざるの時に迫ひて、驚く所以は、寔に、是、自己の行事を顧みて、忸怩たるものあればなり

一年、日に於ては三百六十有餘、また短日月と謂ふべきに非ず、その間、吾人の經營したる事業は、果して何くにか効果を奏し來たれる、那邊の點に於て、先、改善の實を顯はしたりと爲すか、吾人は、遽に之に答ふる能はざるを愁む、嗚呼、何すれど、日月の過ぎ易くして、苟の事業の遅々たる、之を思ふ毎に、未、嘗、嗟嘆とすんばあらず

孤燈影暗くして、人靜まるの時、徐に往事を追懷すれば、嘆すべきもの、また一二に止とまらず、服制の改良はいかに、何ぞ其の聲の始めに大なるに反し、今日に至りては、幽杳として聞ゆるなきか、報告例改正の議は、今焉にか彷徨する、監獄の神隨とも謂ひつべき監獄則改正の談終に如何、評議委員の成行は、茫として聞ゆることなく、萬國監獄會議委員の任命は、未、その發表を見ず、若、それ官吏の醜汚事件、官金費消、収賄等に至りては、實に、今、言ふに忍びざるものあり、而して、尙、吾人の、最、嗟嘆に堪へざるものは、監獄費國庫支辨の運命なりとす、率直に云へば、本年は、實に吾人斯道社會に在りては、餘り天恵に與らざるの年なり、皇天、若、偏僻ならずとせば、明年は這般の好果を結ぶの時ならん歟

然りと雖も、漫に天與を待つは、是、豈、天下最等の痴愚者ならずや、又、徒に嗟嘆するが如きは、卑屈無氣力の頂上のみ、今年の嗟嘆は、翻りて明年好望の地とやらむも、未、知らる可からず、否、寧、今日の不遇は、却りて明日の好地位を作るの階梯となるは、吾人の往々見る所なり、果して然らば、吾人は、亦、嗟嘆を變せしめて、好望となすは、此の際、最、斯道に盡くすの忠なる所以と知らずや、監獄費國庫支辨論は、軍國多事の際、尙、兩三年の間は、其の結果を見る能はざるべし、と雖も、早晚、必、この好運に遭ふの機を得ん、然れども、少なくとも、監獄則、服制の改正、評議委員、萬國監獄會議委員の任命等は、明年には是非共その發表を見るの運命に至らんを希望す、官吏の醜汚事件は、本年と共に、その汚濁を洗滌し去りて、將に純潔なる明年を迎へんとす

明年に在りて、吾人をして、この不遇の嘆を、再するの遇なからしむべきは、一に繋りて斯事業に身を委ぬる士の双肩に在り、吾人は、會員諸君と共に、拮据經營して、斯道の爲めに、敢、怠らざるべし、今茲に、明年の讖を爲す所以のもの、堅く衷心に期する所あればなり、諸士希はくは、之を諒とせよ

今や、日清干戈を構へ、捷報連に臻る、快絶之に及くものなかるべし、あの多幸なる戦捷の年、茲に謹みて、筆を擱き、明年の洪福と、會員諸君の健勝越年とを祈る

### ●東北地方典獄協議會決議案第二號第三項を讀む

深井鑑一郎

東北地方典獄協議會は、岩手山形二縣の提出に係かる、「十六歳未満の四人、及、懲治人に教授すべき學科の程度を、一定したし」との議案に對し、「尋常小學校の程度とす、但、地理歴史唱歌を除く」との議決を爲せり、余輩門外漢は、當時如何なる理由を以て、かゝる議決をなせるにか、固より窺ひ知ること能はずと雖も、思ふ

に、左の理由は、少なくも、其の議論の一部、又は、全部を占めたるものならんと察せられぬ

一尋常小學校にては、多くは、讀書、習字、作文、算術を教授し、地理、歴史、唱歌を教授する者至りて、稀なり、完全なる小學校すら、尙、且、然り、况、監獄の教育をや

一地理、歴史、唱歌の三學科は、讀書、習字、作文、算術の如くに、實用に適應せず、故に、少數期限内に、之を教授する必要なし

果して、左の如き理由によりて、除かれたる者どすれば、余は、不可なるを唱ふると同時に、一步を進めて、如何なる理由あるにも係かはらず、一般人民の教育はさて措き、特に、四人の感化上に不得贖なるを證明せんとす、故に、余は左の斷案を下して、然る後に、其の理由を辨せん

一尋常小學校にては、地理、歴史、唱歌を教授する者、至りて稀なるに係かはらず、監獄の教育には、是非共教授せざるべからず、是、一般人民と、四人とは、大に其の趣を異にする者あればなり

一地理、歴史、唱歌は、讀書、習字、作文、算術の如く、實用に適應せずといへども、徳育に與ふる效益は、莫大なるものなり、四人には、最、徳育の效能を與へざるべからず、故に少數の時間と雖も、是非共之を教授するの必要あり

是、余か下せる斷案なり、され、讀書、習字、作文、算術は、何處如何なる種類の人民と雖も、普通の智識を得んには、學ばざるべからざる者にして、此の智識なき以上は、普通國民たる資格は、全く停止せらるる者たり、故に、一般の人民と、四人とを論せず、教授すべきは勿論なるものとす、故に、尋常小學校の程度によりて、之を授くとの議決を爲せるは、固より當然の事とす

畫、讀書、習字、作文、算術は、重に智育に屬する學科にして、地理、歴史、唱歌は、主に徳育に屬する學科たり、故に、一般人民にして、敢、徳育の必要を感ずること、四人に於けるが如くならざるものには、前の四科のみを授くるも、亦、或は可ならん、况、尋常小學を了はりて、高等小學に進み入る者に至りては、尙更に、他日後の三學科を學ぶの餘地あるが故に、尋常小學にて、之を授くるの必要を見ざるべし、是、尋常小學校にて、後の三學科を授くる者、至りて稀なる所以なり、之に反して、監獄の教育に至りては、智育に屬する學科のみを以て、満足すべきにわらず、之と同時に、徳育に屬する學科を、教授することは、益、其の必要を感じ、寧、極端に言はば、專、徳育に屬する學科のみを授けて、智育の方は、等閑に附するも可なりとまでいふことを得べし、况、既に、四人の教育を以て、尋常小學校のみにて、了はらしむるものとせば、尙更に、後の三學科を授けざれば、遂に何の時に、授くるの期なかるべきをや、故に、尋常小學校にては、稀に授くるものあるにも係かはらず、監獄の教育は、是非共授けざるべからざるものとす、ざるを、一般人民の教育と、同一軌ならしめんとするは、稍、膠柱刺舟の見たるを免れるものなり

抑、地理、歴史、唱歌の徳育を補益することは、知る人は知るなるべしと雖も、尙、四人の徳性を養ふに必要なる点を擧ぐれば

一地理は、國郡の大小より、山川、風俗、物産等の如何をまでも、知るのみならず、吾か生まれにし一村を愛し、一郷を慕ふと同時に、一國を愛するの心情を養ふものにして、一方には、智識を啓發すると同時に、一方には、徳性を涵養することを得べき學科たり、特に、四人としては、一村を愛し、一郷を慕ふと同時に、破廉耻の行爲を爲して、一身を辱しめ、父母の名を穢し、郷黨朋友に擯斥せらるるの、甚、不可なることを覺知し、遂に、邪を改め、正に就かしむるの效益あるべし

一歴史は、古代よりの帝王の沿革、治乱興敗の迹、英雄豪傑の事實より始めて、忠臣、孝子、仁人、義士の

行爲に至るまでを知ることを得るものなり、其の中、古來よりの沿革、及、治乱興廢の迹を知りては、智識を啓發するふとを得べく、英雄、豪傑の事實、忠臣、孝子、仁人、義士の行爲を知りては、徳性を涵養するを得ること、決して修身科に譲らざるものあるべし、故に、前なるは、一般人民としても、はた四人としても、共に知るべきは、更に徑庭なかるべしと雖も、後なるは、一般人民よりは、寧、四人として、最、知らしめざるべからざるものとす、特に、四人に授くる歴史は、一般人民に授くるか如く、單に歴史として授けんよりは、寧、徳育として、授くるの價值あるのみならず、亦、以て教誨の一助となすべし、是、乃、一般人民と、四人との教授上の目的を、異にする所以なり

一唱歌が徳育に與ふる効果は、實に莫大なるものとす、故に、古代支那にては、禮樂と駢へ稱して、外は禮に依りて、規律を保維し、内は樂によりて、心情の協和を圖るものとせり、今日我が邦にて、學科中に加へたる唱歌も、亦、此の意に外ならず、乃、修身は、直接の徳育を補ふ學科にして、唱歌は、間接に徳育を益する學科なりとす、それ唱歌の中には、忠臣、孝子、義士、仁人の事蹟を詠したるものあり、故に、之を誦せば、其の徳性を資するもの少なからず、又、風月を詠し、山水を誦せるもの少なからず、故に、之を誦すれば、憂鬱を慰め、心情を和げ、思はざるの間に、邪心非行を改めしむるに足るものあり、今日の俗歌は、卑汚猥褻にして、非義汚行の媒介となるもの多し、さると、一たび唱歌を學ばしむるときは、非義汚行を防遏することを得て、益、徳性を涵養することを得べし、況、唱歌を誦するの際、樂器を使用するときは、嘲哢たる妙音美聲は、よく人人の心耳を清ましめて、益、愉快を感せしめ、憂鬱立ちどころに散じ、悲心忽に改まるべきをや、故に、唱歌は、智育よりは、寧、徳育に補ひある學科にして、一般人民の教育上にも、以上の効果はあるものなり、況、四人に至りては、憂鬱、邪慝、非行、非義、汚行を以て、

充たせるものなるが故に、其の必要なること、一般人民に借稱するものあるをや、特に、唱歌の如きは、幼四の教育に加へて、効果あるのみならず、一般四人に、教誨を施す際にも、哢々たる樂器につれ、四人をして忠孝に關する事實又は惡を改め善に就くの歌を朗誦せしむるか、或は、教師をして、之を朗誦せしめ、よく彼等の心耳を清ましめて後に、教誨を施しなば、其の効果、頗、著しきものあらん

かく三學科共に、智識の啓發を補ふと同時に、最、徳育に效あるものなるが故に、四人の教育には、是非共、之を要するは、論を俟たず、こは、獨、余の意見のみにはあらず、特に唱歌の如きは、佛國メットレイ威化院其の他の威化院にも、之を授けつつあるは、往々其の例あることなり、然れども、人、各、其の意見の同じからざるは、其の面の如し、該會議は、如何なる理由にて、かかる議決をせられたるにか、必しも余か論の如くならざるものあるべし、教へらるる所あらば、幸甚し

## 講義

### ● 看守服務法

#### 第七章 書信、及、接見に關する注意

#### 別 天 生 述

水師第七十三號本國內、第二章看守の職務は、第三章の限なり、以下順次、一章を繰下ぐるものとす、故に、第六章は、即、過問法にして、本設は、亦、別に章を改めて、七章となす、讀者之を諒せよ

書信の檢閲權は、典獄、獨、之を有するを以て、正當となすべきも、場合に依りては、教誨師、看守長之に干與することあるべし、夫、此の如く、檢閲權の範圍を、狹隘限定ならしめたる所以は、彼等をして、能くその

品性を、保持せしめ、之に依りて、生ずる幾多の弊害を、防遏するの目的に出でたるものならずんばならず、何をか弊害ありと謂ふ、若、その檢閲權の範圍をして、擴大にし、看守迄をも、之か檢閲を爲さしむること、せん乎、或陰謀なる看守は、之を利用して、他日不慮の幸を得んこと、媒介となすべく、且、又、四人と雖も、多くの官吏の爲りに、一私書を檢閲せらるゝは、甚、快しとせざる所にして、勢、之が爲りに、書信の目的を達すること能はず、或は修辭的の文字を臆して、假面を裝ふに至るべく、是を以て、その檢閲權を狹隘ならしめ、彼等をして、或制限の下に、自由に、書信の往復を許したる所以なり、故に、看守は、時としては、書信の代筆を爲し、或は書信室の警護を命ぜられ、目常に書信を視るの機會ありと雖も、能く此の意を諒体し、その檢閲權の、自己に存せざることを、胸中に置かざる可からず

若、夫、書信の讀み能はざる者に對しては、慇懃に、その趣旨のある所を説話し、書き能はざる者に對しては、その趣旨を聞き取りたる上、之を代書し、發信者姓名の下に、某看守代書旨を明記すべし、代書の場合に當たりて、不良の事實を記さんとするか、又は不良の友に贈らんとする時は、これを説論し、發送を差止むるの注意あるべし、その説論に應せざる時は、已むを得ず、代書して、直にその旨を、看守長に申告すべし

一 四人の私事的關係は、その之を知り得たる原因は、書信に依りしか、或は談話に依りしかを問はず、すべて、之が秘密を保持するを要す、若、濫りに、之か秘事を暴露するが如き看守は、躊躇なく、免職の處分を行ふべし、特に、看守たるべき者は、常に注意して、その秘密を保持するの感念なかるべからず

書信は、斷、日曜日午後、教誨の後に認めしむるを通例となすも、急要日を移す能はざる場合に在りては、其の旨を看守長に申告し、許可を得たる後、書信室にて、認めしむべし

如何なる場合と雖も、四人相互をして、信書を讀ましめ、若くは、書かしむることを禁ず、かゝることは、監獄の紀律を紊すこと、最、大なるものにして、且、之が爲りに、四人は、不慮の利益を得んことを企つるに至るべければなり

來信は、一應讀み聞かせたるの後、之を身分帳中に編綴し置くを可とするも、間々四人に下付するを許すことあり、若、その下付を受けたる四人にして、信書を散亂せしむるか、又は之を利用してするの虞あるときは、直に之を取上ぐるを要す

接見は、首坐の戒護官吏、即、看守長をして、之に立會はしむべきものとす、然れども、支署の如き、小監獄に在りては、看守長僅に一二人に過ぎずして、この繁擾なる事務に立會はしむること能はず、已むを得ず、看守部長を以て、之に充てしむることあるは、蓋、免る可からざる事項なり

すべて之に立會ふ所の官吏は、瞬時も、接見者と、四人との間より、眼を放つことを許さず、常に、嚴重に觀察するを要す、固より、接見室に在りては、相當の區劃ありとは云へ、常に立會者は、其の談話を聴くのみならず、尙、尙、その容姿を、偵察するの注意なかる可からず、何となれば、彼等は、外表的言辭を以てするのみならず、尙、形容的談話、其の他隱微なる舉動を以てし、又は、貨物の交換を計るの企あればなり、而して、其の談話は、立會官吏に理會し得る所の語ならざる可からず、故に、四人用の言語、或は外國語は、すべて之を禁すべし、若し、其の談話にして、不都合なる事項に涉るときは、直に接見を中止すべし、而して、立會官吏は、接見に依り、四人の身上を知るに足る事項を、見聞したるときは、一々之を、典獄若しくは、支署長に申告すべし

接見の時刻は、午前九時より、午後五時迄の間とす、尤、特別の事情あるときは、此の限に非ず、例へば、遠路に在る親屬接見の爲りに、態々來たるか、又は作業の都合に依り、直に接見を許しがたき事情あるときは、

其の都度、典獄又は支署長の許可を得て、之を行ふことあるべし  
接見室外に於ける特別の接見、即、重病の場合の如きは、特にその偵察を嚴にせざる可からず

### 第八章 賞與懲罰に關する注意

賞罰を科するの權能は、一に繋りて、典獄の權内に在り、囚人に對し、賞罰を行ふの事は、監獄全体の紀律、及、檢束上、最、必要なる事項なるを以て、之に對し責任を有する所の典獄、之に當たり、配下の官吏の容態すべき所にあらず、故に、看守者は、非行を爲す所の囚人に對して、施すべきは、懲罰にあらざりて、一の取締を爲すのみ、若、緊急の場合生じ、典獄又は看守長の命令を俟つの迫なきとき、或は便宜看守の獨見を以て、囚人を屏禁し得ることありとするも、是は、即、該囚人に懲罰を科したるに非ずして、一の取締法を施したるに過ぎざるなり、之に對し、賞罰を施すの權は、唯、典獄に在りて存するのみ

看守の命令を遵奉せざる囚人に對しては、再、嚴肅なる語調を以て、之に令し、尙、聞かざる者あるときは、最早黙して、直に其の旨を、看守長に申告すべし、但、其の申告は、成るべく速なるを要し、優柔時を移すべからず  
若、頑強厭くなきの囚人に對しては、牢衣を施すを要す、蓋、牢衣は、腕手、及、胸部を緊束するものなれば、繼に運動すること能はざればなり

其の犯行、たどひ如何に細微と云へ、一たび看守の眼に觸れたるときは、悉く其の旨を、手帳に記して、看守長の檢閲に供すべし、事の細微なるを以て、濫に之を看過する勿かれ、細微と云ひ、尤大と云ふ、共に行爲なれば、一として彼等囚人の心性を、看破するの材料たらざるはなく、殊に、その心情如何を偵察せんには、微細の行爲より、看察するを以て、最、能く其の人と爲りを知り得べければなり

看守者の囚人に對する、一に公平無私の感念を以て、之に接し、その間決して愛憎の邪念を置くべからず、一たび賞譽を行ひし者と雖も、之に信を措く勿かれ、又、これに反して、犯行を再せし者と雖も、既に邪惡の者と思惟して、之を待する勿かれ  
反獄を企てんとする者、若しくは、獄則を犯さんとする者を、密告したる者あるときは、其の密告者の姓名を、掩蔽せざる可からず、若、之を他囚に知らしむるときは、却りて之を猜疑するの念を生ずるに至るべければなり、又、娼妓の心より、他囚を誘したる者あるときと雖も、亦、其の姓名を隠蔽するの注意なかる可からず  
賞罰の事項、必、上長官の命を承けて、之を執行せざる可からず、濫に自己の意を狹みて、賞罰の事を行ふは、これ越權の處置を爲すものにして、事重大なるを以て、嚴重の處分に遭ふことあるべし  
被懲罰中の囚人に對して、詳密に、囚人の動靜を伺察し、異狀を感じたるときは、直に其の旨を、看守長に申告するを要す、被懲罰中、若、改悛の狀顯著なる者に對しては、其の蹤跡事實を具して、看守長に申告すべし

## ◎監獄協會第五回常集會議事速記(承前)

築 徹 速 記

### ◎囚人の獄罰處分として條件を言渡を

爲すの可否 出題者 佐野 尙 君

○印南君 私に、度々饑苦るやうでござりますが、例へば條件付の言渡をしまして、夫れに對して、鹽責なり、何なり、罰罰の處分を施して、

どれ程の弊害があるのぞござりますが、私は、其の弊害を、少しも認めない、若、是丈の弊害があるからして、どうしても、條件付言渡をしなければならぬといふ必要があるならば、私は、無論鹽責を致さなければ、他の罰罰處分を施して、少しの弊害もなくして、唯、條件付を爲すさいふことは、却つて囚人をして、不公平の感念を抱かしむるに至る

であらうと思ふ、さうして懲戒處分の性質として、之に應ずることは、電光石火の如くやらなければ、懲罰の効能はない、然るに、條件付言流はさうでない、再、監獄内の規律を破つた時に、前の處刑までも、合はせて、懲罰を執行するといふのであるから、一年前のものであつた、二年前のものであつた、殆、分かつぬ、夫れに對して、懲罰を施すといふと、殆、懲罰の効能を失つて仕舞ふ、懲罰の性質として、並に一の規律を破つた所爲があれば、直に其の制裁を施すこと、響の響に應ずる如く、速でなければならぬ、條件付言流にしまするといふも、其の効能を失つて仕舞ふ、且、又、前にも述べました通り、不公平の概念を抱、しむるといふやうに、至りますから、私は、絕對的に、條件付言流の必要は認めない。

○十河君 抑、囚人其の者の懲罰を論ずる目的から考へますれば、成程一理あるやうでござりますが、先、大体から考へますると、習慣犯罪は獄内に於て罰に處せらるゝとは少ない、初犯囚は、却つて處罰せらるゝことが多いといふ結果である、若、之を行ふと致しますと、官吏其の者が、囚人の性質、思想といふものを、添く知れば、行はれぬことはござりませぬ、既に今日の如く、出入頻繁の監獄に於ては、今、陥入つた者に對して、性質思想まで知ることは難いと思ひます、然したならば、詰り印南君の言はれた通り、之を行へば、公平無私を缺くといふ私は意見でござります。

○水名瀬君 私は、徹頭徹尾、之に反對するのではなく、又、無用といふ程のことではない、抑、條件付言流といふことは、刑法學者の論ずる通り、全体、條件付言流といふものは、自暴自棄心を斷つといふことに至つては、大に利益あることと思はれる、夫れと同時に、一方の弊害といふものを考へて見ますと、元來刑法でも、今日の刑法を改めて、條件付言者の部に入れられて仕舞つたといふ、所謂自暴自棄心を絶つといふことには、或は効能があることであらうすれば、此の利害得失といふものは、随分考へて見なければならぬと思ふ、夫であるからして、既に今日刑法問題として、刑法には他日條件付言流といふものを、實施するといふ説も、幾であるやうに承知して居りますから、先、一つ刑法で、爲す所の條件付の我判其の者の實効如何といふことを、目撃した後で、宜しからうと思ふ、其の刑法問題の實行以前に、監獄から一つ試むるといふ必要はあるまい、であるから、他日刑法の改正案が發布されて、條件付言流といふことが、果して其の實効如何といふことを見ながら、監獄に採用する方が、宜しからうと思ひます、併、之がなければ、現に、監獄では、斯ういふ様な方法がないかといへば、現に、今の逆賞といふことは、當然逆賞して置かれぬことはない、典獄の詰り屬に依つて、一旦視したものは、是は實に、其の情狀に於て、戒食させる程のことでもなし、又、一の罰として、處分する程のことでもないといふ、即、罰するに、罰せぬといふ例は、典獄の屬に依つて、決するものであれば、強いて條件付言流といふものを、發に設けずとも、應用することが出来ないものではないからして、今、明かに、獄中に置く方が、宜しいといふことを、極めて置くの必要はないと思ふ、故に絕對的の反對ではないけれども、未、之を實行するの時期が、早いといふ意見でござります。

○坪井君 私は、至極是れは宜しからうと思ひます、典獄にして、其の機會を洞案し、緩急の活用を得るときは、随分好結果を得ると思はれます。

○石澤會長 囚徒の懲罰處分として、條件付言流を爲すの可否とありませう、之を可とする方は、手を上げ爲すつて……

○石澤會長 囚徒の懲罰處分として、條件付言流を爲すの可否とありませう、之を可とする方は、手を上げ爲すつて……

我判といふものが、出来たらならば、其の結果は、果してどうであらうといふことを考へたらば、初犯囚に向かつて、條件付言流をすれば、其の者に改悔の情を勧誘するに付いては、大に利益ある知識を得られとも、又、一方之が爲めに、恐るべき弊が生ずるだらうと、私は思ふ、なせか云へば、一度、不都合なことをして、條件付言流といふものがあつて、其の條件付の期限内に、不都合なことを重ねなければ、刑罰といふものを免す、といふ弊を生ずる、凡、囚人等といふものは、皆、懲から起るさといふことは、先、十中の八九を見て宜しい、十中の八九に當たるべき所の期限に向かつて、條件付言流を爲すといへば、取りも直さず、一旦犯罪を爲しても、此の條件付の爲めに、實行の猶豫が出来る、其の實行の猶豫中、不都合なことがなければ、遂に其の前期といふものも、消滅して仕舞ふといふ、大なる善が起る、刑罰にもしる、刑罰にもしる、唯、罰は其ののみを懲らして足るべきものでない、必、刑罰でも、獄罰でも、又、他の、即、改役といふ方に向かつて、大に其の効力を分たなければならぬ、所謂、一人を罰して、他を戒しむるといふ所の戒護心を與ふるといふことは、刑罰の重要條件であらうと思ふ、其の方に向かつては、私は、唯、監獄則に、之を設くるといふことは、一般の刑法に、條件付言流を設くるといふ論でさへ、果してどういふ結果になるだらうといふことも分らず、在監人の如きは、先、以て一般法律の罪人として、監獄に繋るものであつて、先、悪者と極り切つたものに、又、獄内で規則を犯して、夫に、又、罰則の實行猶豫を與ふるといふことになつたらば、或は之が爲めに、一遍は罰を犯しても、防の慎みやうでは、其の懲罰を免せらるゝであらうといふやうな、強情な奴に對して、頗、危険の處置法と思はれる、けれども、又、一方から考へて見ますと、一旦罰せられた以上といふものは、在監人中でも、一層

○石澤會長 今、一つを讀すこと、致します

●在監人に對し書信接見の制限を設くるの可否 出題者 佐野 尙君

○鈴木君 一寸、此の問題の趣旨を、出題者に問申したうござります

○佐野君 私の考へでは、仄に聞きます所に依るに、是からの改正規則には、階級法が行はるゝといふことである、階級法が行はるゝ以上は、書信接見といふもの、方法を定めて、階級法に依つてやらねばならぬと思ふ、詰り判者に依つて、私は書信接見の制限を致したいといふ考であります。

○鈴木君 さう致しますると、囚人には、書信の制限といふものはあるやうに、考へて居ります。

○佐野君 今、ありませうけれども、是は書信も、何方も入れる獄接見の制限を設けた方が、宜しいか、悪いかといふのであらうと思ひます。

○印南君 現行監獄則の範圍を離れた場合で、在監人に對して、書信接見の制限を設けた方が、宜しいか、悪いかといふのであらうと思ひます。

○佐野君 私の考へでは、外から進入して来るもの、検査をするのは斯うしたらむづかくなるけれども、夫は入れることは入れて見せるけれども、月に一回とか、二回といふやうに、決めて置きたい。

○印南君 私の考へでは、實際上からいつても、學理上からいつて見ても、何しても、在監人に對して、書信接見の制限を設ければならぬだらうと思ふ、既に幾多の在監人に宛て、受取つた所の書信、或は幾多の在監人から、發する所の書信接見に付いて、無制限で置くといふこ

多の在監人から、發する所の書信接見に付いて、無制限で置くといふこ

とは、監獄の規律上、不取締りであるし、學理の上からいっても、自由刑を執行する社會との交通を、或制限の下に制限するのは、目的であるから、さうして見れば、書信、接見等を、無制限の下に置かむるまいふことは、學理上からいつても、接見でないし、又、實際の取扱いからいつても、澤山の在監入の、書信、接見等を制限しないかと思ひます。是、不取締り、規律を紊す恐れに至りはしないかと思ひます。

○佐野君 先、階級法が、行はる、といふことを聞きまして、益、必要であるといふふことを感じて、出しましたのです。

○坪井君 是は、在監人でありましたれば、之を論ずるにも、二つに分けなければならぬと思ふ、被告人には、無制限で出させ、無制限で入れることとし、其の書信の許否は、裁判官、及、典獄の臆隨に任せ、ことにし、又、囚人に於ては、斷然書信接見は、許さぬといふ大目を一つ立てて置き、さうして、許すことは特例として、必要を認めたる場合には、之を許すととし、何回といふ制限は、設けぬ方が宜しからうと思ふ、其の必要の程度は、典獄に、檢閲、及、許否の權があるからして、其の典獄の臆隨に任せるとしたら、宜しからうと思ひます、併、今日の見地では、ナト。

○鈴木君 私は、囚人の方は、只今の説に、極く賛成でござりますが、被告人に對しては、普通の制限よりも、縁故ある人の制限を立てたいといふ考です、只今の監獄則でいつて見れば、親族放蕩といふ、其の放蕩といふ區域が、廣い、……少しく枝葉に亘るかも知れませぬけれど、被告人に對しては、親族放蕩といふ、其の放蕩といふ方が、大體區域が、廣いから、それを取つて仕舞つて、親族といふ丈にしたいと思ひます。

○印南君 書信接見共にです。

方が宜しからうと思ふ。

○中川君 私、一應申述べますが、制限は、今の場合でも、發信の方には、付いて居りますから、最早、現行の監獄則で充分であらうと思ふ、唯、來信が、ありませぬから、來信は、必要の丈は、典獄が之を許すのであるから、夫で充分である、若、それで、重罪と輕罪と分つて居りましたらば、夫れで、もう差支ないと思へば、重罪は一月月に一度、輕罪は、二度といふことは、階級法を行ふ場合には、矢張り實表を有した者が、二回といふことになつて居るから、現行の監獄則で充分、唯、來信の方で一回なら一回、二回なら二回、必要の場合には斯うといふ、唯、今日は、來信の制限が、何分不完全であるといふのみで、唯、一般の安否訪問は、通ずるに及ばぬと思ひます。

○石澤會長 夫れでは、囚徒と見まして、夫れで制限を設けるのは、是非設ければならぬから、可否ありまして、何方も制限を設けるのが、遍るいといふ方は、どうしてないやうでござります、夫故に、制限を設けるのを可致します、今日は、臨場になりまして、點觸にもなりましたから、是で閉會いたします、皆様方、御繁忙の中を、お出で下さりまして、御熱心の御論を伺ひました、どうか、是れに御察りなく、此の次の常議會にも、御出席あらむことを希望致し願ひます。

○佐野君 來年の二月頃には、次の第六回常議會を、開きたいと思ひますから、どうぞ、御方頭方も、御同伴を願ひます、諸君、誠に粗末か菓子でありますがお召上つて、御休息を願ひます

午後五時閉會

○鈴木君 無論です、尙、辯護士などは、是は特別に、親族の部分に入れる積りです。

○印南君 今のお話のやうな場合に、佛蘭西の監獄則とか、白耳義の監獄則は、……お話のやうに、人に依つて分けて居るやうです、書信は、人に依つて分けてありませぬが、接見又は、分けてあります、例へば、母長とかいふ者に、許諾監といふやうな物を買つて來る、何某親族であるとか、故蕩であるとかいふ、尊長の許諾監を得たものでなければ、許さぬといふことになつて居るやうで、至極尤のことでありませぬが、接見は、人に依つて、分けられませぬが、書信に至つては、難事であらうと思ふ、此の者は、親族であるぞ、故蕩であるぞといふことを知るには、實際今の身分帳か、何かに依つて、始めに調べれば、特別だけれども、親族は分かりませぬが、故蕩は分かれますまいと思ひます。

○鈴木君 固より、放蕩は、取つて仕舞ふのです。

○印南君 さうすると、必要の書信も、絕對的に許さぬといふ考です、親族が、一人もなくして、放蕩が財産を監理して居つて、例へば、不動産處分上について、手紙が來る、夫も見せないといふに考へて、○鈴木君 無論さうです、併、今の話の通り、尊長といふやうな者でも、説明すれば、宜しいと思ふ、さういふ風に、固つたものは、矢張り親族と見做して、宜しいと思ふ。

○印南君 さういふことは、現行監獄則にもあつて、典獄に於て、取捨の權利がある……

○鈴木君 目下の監獄則は、私も能く承知して居ります。

○木本瀬君 唯、制限をどの位にするかといふ、議論があるに過ぎない願ひで、問題の全体、即、制限を設けるの可否に關つては、否とする議論も聞かないやうに承知して居ります、私も相當の制限は、ある

雜錄

●假監外役所

(小監獄たるの設備を要す)

假監外役所を設け、囚徒を派出するは、行刑上、甚、事理に適應せざるものとす、然れども、亦、作業の都合、一縣一府の經濟上より、或は、全然嚴遇すること能はざる理由あるべし、此の場合に當たりては、殊に、檢束の方法を確定し、紀律、衛生、經濟の點を省察し、其の名、假監と云ふども、其の實は、全然たる一小監獄たる設備を要すべし、或縣の如く、縣下十數箇所、に假獄を設け、十人乃至廿人の囚徒を派遣し、道路雪除けに使役せしむるか如きは、行刑上の要義を考一考せば、思ひ半に過ぎんのみ、此の少數の囚徒を拘禁する假監其の設備や推して知るべし、尙、且、其の役業は、不生産的の雪除人足なるをや、紀律、衛生、經濟、又、言ふを俟たざるなり、余輩切に望む、縣治圓滿の策にして、刑罰執行の方法を誤ることなからんことを

●警察留置場の戒護

警察署留置場に押丁あらんとは

警察留置場戒護に、看守押丁を充つるの、不可、且、違例なるは、何人ぞ雖も、之を知らん、監獄制度日進月歩の際、斯かる違例の、尙、存在すとか、余輩は素より、孰の國なるかを知らずと雖も、果して聞くか如んば、速かに改められたるものにこそ

囚徒の齒磨粉

(遇囚の齊一を害す)

給與錢を以て、購求し得べきものは、監獄則に規定する所と、典獄に於て、必要缺くへからざるものと認めたるものに限る、然るに、今、尙、齒磨粉、楊枝等の購入を許し、之か購入規定まで、定め置かるゝ所あり、如此ものは、必要缺くへからざる品と云はんより、寧、贅澤物たるの嫌なからんか、余輩は齒磨用として、鹽を與ふるすら、如何にかど疑はるゝに、まして、齒磨粉楊枝を與ふるをや、もしも、必要品とならば、一般に、給與の方法を設けられて可なり、給與錢あるものは之を得、給與錢なきものは、得る能はざるか如きは、遇囚の齊一を得たるものにあらざ、又、多數の監獄に在りては、許可せずと云ふ、是、乃、必要品と認められざるに依る、敢、當局者の一考を煩はさん

刑法改正草案

(總則に對し意見少なし)

修正に修正を重ねたる、刑法改正草案も、此の項、漸、其の總則だけ脱稿し、地方裁判所長の意見を問はれたるに、二三裁判所長を除くの外は、意見なしと云へりとか、余輩は、尙、一步を進めて、刑罰執行を掌る所の、監獄官吏の意見を、収集せられんことを望む、刑法の光輝は、監獄に在りて宣揚す、徒に理論にのみ拘泥して、行刑の實際を稽考せざるときは、幾度改正するも、曾に空文徒法たらんのみ

二課長の兼任は之を嚴遏すべし

(警守は監獄の樞機たり)

官吏の兼職は易めてこれを避けざるへからず、殊に書記と看守長とを兼ねしむるか如きは、其の職務、全、異なるや、論を俟たず、然るに、第二課長にして、他の課長を兼ね、又、他の課長にして、第二課長を兼ねるが如きもの、今、尙、少なからず、此の如きは、共に、其の職務の完成を期すること能はざるのみならず、警守の職務に於て、言ふへからざる失態を生ず、監獄百般の事務中、檢束を以て第一とす、警守課長、即、第

教誨師の待遇

(職務に就いては、須く監督箝制して可なり)

教誨師には、宗教家多し、故に、教誨師を遇するには、叮嚀親切、乃、監獄に於ける外資を以て待つべしとは、其の身分に對するの所遇に外ならず、其の日々、從事し、處理する所の事務に就いては、嚴正なる監督を爲し、職責を明かにせしむるや論なし、身分と職務とを混同して、秩序を紊るか如きは、彼我の、最、注意すへきことなりとす

監獄の備役

(官司業とすへきものたり)

受負業の盛なる監獄にありては、監獄用の備品、器械、被服、米糶、掃除夫、炊夫に至るまで、受負業と爲し、處ありとか、受負業は、手数を要せず、損失の虞なきを以て、或は得策なることあるべしと雖も、監獄用の物品、備夫まで、受負業とすか如きは、又、驚くに堪へたり、此の如き安價なる囚人を貸付け、高價なる物品を買入るゝの議は、免かれず、彼の獄務概則に云へる、監獄の需用は、成るべく囚人をして、之に充てしめよとの旨趣は、抑、何の点にかある、之を熟考せば、思ひ半ばに過ぎん

監獄支署の懲罰室

(其の設けなき處ありとか)

囚徒懲罰規定の設けられしより、茲に、十有余年、其の間に於ての懲罰、假令支署と雖も、亦、數百十の以上に達せん、今、尙、懲罰室の設けなき處ありとか、豈、一驚を驟するに餘りならんや、蓋、懲罰室なきとは、完全なるものなきとの謂なるべし、苟も、斯の如きものありとすれば、其の責や、曾に典獄と支署長とのみには止とさらざるべし

監獄署の集權

(本支署の間差違あるべからず)

一府縣下の監獄事務は、悉、典獄の管理する所たり、敢、本署と支署との別はあらし、然ども、己を先にし、他を後にするは人の情なり、公務の上にては、決して斯かる私情を有すべからずと雖も、從來見聞する所に依るに、監獄本支署に於ける、多くは此の例あるものゝ

如し、建築物の設備、吏員の配直、經費の割當等、不  
 權衡あるも、亦、甚し、加之、本署は、事務整理改善  
 に汲々とし、大に見るべきものありと雖も、支署は、  
 依然として、舊來の慣例に依り、一も見るべきものな  
 く、本支署の差違、恰も他縣監獄に於けるか如き有様  
 あり、此の如きは、統理者の責任を盡くしたるものに  
 あらざるや明かなり、是、畢竟、統理者の手腕、支署に  
 まで、及ばずと云ふべきなり

●特赦の申請は容易にあらず

(粗漏なきを要す)

特赦は、至尊の御勅裁を経て、減免するものたるや明か  
 なり、故に、之を申請するには、謹慎にも謹慎を加へ、  
 申請書の如きも、字跡を鮮明にし、苟も抹削改削する  
 ことなく、紙質をも撰ひて、齊戒沐浴して、淨書すへ  
 きものならん、而して、又、之と同じく、犯人の性質、  
 行狀、改悛の如何、自活の模様、親屬の關係、隣保知  
 人の感情等を詳査し、決して、再、匪行を企つること  
 なきを、確認したるものならざるべからざるや論なし、  
 近頃、或縣にて、特赦せられたるもの、出獄後、直  
 に、又、殺人犯にて、處刑せられたるものありて、其  
 の申請者も、大に慥愧せられしと聞さしが、余輩は、將

來此の如きことならんことを祈るのみ、其の責や、  
 曾に、書面の粗雑なるの類のみにあらず、敢、當局者  
 に向かひて、注意を促し置かんとす

●地方議會の靜穩

(監獄費の高歲)

地方議會は、毎年紛擾を免れず、其の監獄費を議する  
 にも、随分議論多きか例なるに、本年は、外、軍國の  
 大事を控へ居る爲めにか、區々小局の紛擾を避け、議  
 事の通過も、いつになき進捗にして、岐阜、富山、兩  
 縣の中止、神奈川縣の市郡軋轢を除くの外は、皆、圓  
 滿に局を結へるもの、如し、故に、監獄費も、原按通  
 り通過し、中には、議會より、却りて、増額を請求す  
 るものありて、監獄費萬歲とも云ふべき有様なり、こ  
 は畢竟、理事者に於ても、不急の新事業を避け、豫算  
 提出に注意を加へたるに依るものなりと雖も、議會に  
 於ても、内政の忽諾に付すべからざるを虞りたる爲め  
 なるべし、將來どもに、斯くありたきものにこそあ  
 れ

●從軍人夫歸朝後の取締

(遽に犯人の増加するなからんか)

海を渡れり、是の軍夫等の内には、前科を有するもの  
 もあり、賭博の親分もあり、又、一時罪贖を隠遁せん  
 爲め、渡清せしものもありとか聞さぬ、さらぬだに、  
 殺氣肅々砲彈煙雨の間に、起臥し、其の慰する所は、  
 賭博と豪飲にして、法網も、亦、内地に比して、寬  
 なるを以て、これに習慣し、歸朝の後に於ける彼等の  
 取締は、大に困難を極むるとあるべし、喧鬧、毆擊、賭  
 博の類は、いふまでもなく、強盜、殺人等の犯罪も、頓  
 に増加するの傾向あらんとは、今より、豫、苦慮する所  
 なり、故に、歸朝の際に在りては、十分取締の方法を  
 設けたる上、保護監視の計畫を爲し、犯罪を未萌に防  
 ぐの注意なくんば、無垢の良民も、緒衣雜髮の徒とな  
 るを保ち難しと云ふものあり

●監獄官練習所卒業生の退官

(今後の爲めに惜む)

近來監獄事業の進歩したるは、ゼーバッハ先生の、遺  
 業たるや、既に明かなり、尙、將來に於ても、先生の  
 遺志を繼ぎ、秩序的改善を圖るは、監獄官吏の最大な  
 る責任なり、今や改善の域に向かひきと雖も、只、舊  
 套を割去せんとするに過ぎず、未、全、舊套を離脱し  
 たりとは云ひ難し、假令は、百里の道を行かんとして、

正に衣を換へ、杖を求めつゝあるものなり、前総實に  
 遠慮にして、其の目的の地に達するや、蓋、容易の業に  
 はあらず、其の發途に際し、岐路に迷はず、山河の危難  
 を跋渉して、進行者の嚮導となるべきものは、一々先  
 生の薰陶を受けられたる卒業生諸氏の任なり、諸氏の  
 任は、將來に向かひて、重、且、大なり、然るに、此  
 の時に當たり、導者たるべき人の、續々退官せらるゝ  
 は、惜みても、尙、餘りある事なりとす、抑、斯かる  
 前途有望の諸氏か、退官せらるゝは、幾多の事情ある  
 べきに依るとはいへ、畢竟諸氏の耐忍萬艱を排除する  
 の力を辞せらるゝにか、將、諸氏を督御するの人、前  
 進の導者あるを欲せざるかの、兩者に歸せしんばあら  
 ず、諸氏の力として、導者たる能はざるを以て、自  
 之を辞するや、責むべきに非ずと雖も、其の力ありて、  
 其の勞を厭嫌するか如きあらば、諸氏の責や、寔に大  
 なり、又、督御するの人、導者を欲せず、依々として、  
 前進を期せず、若しくは、前進するも、山河の別なく、  
 岐路の分なく、獨力猛進して、目的の地に達する能は  
 ず、深利害叢中に彷徨するが如きは、督御者の責更に  
 大なり、余輩は、今の時に當たり、卒業生諸氏の退官  
 を、切に惜むものなり

### ●形跡上疑ある者の解

(接見に就いて)

典獄の接見を許すときは、能くその身分談話事項等を訊問し、差支へなきを認めたる際に限り、これを許すを本体とす、然るに、我監獄則は、典獄に接見を拒絶するの職権を與へて、形跡上疑ある者云々の字句を用ひたり、之に依りて、或論者は、形跡上疑なき者は、悉皆許さざる可からざる者と思惟し、接見の必要なき者に迄、之を許すを正當となすの誤見を抱く向も、往々ある由なるが、是は全く、謂れなきことにして、既に接見の必要なきものの、接見を請ふは、形跡上一の疑ひある者ならずや、果して然らば、是等の者は、十分に差止めて、悪交際の媒介を防ぐこと、最、至當のことと謂ふべきなり

### ●囚人に對する用語

(尊敬卑下何れも脱し)

囚人に對する用語は、典獄會議等にて、略、一定したる趣なるが、尙未、區々に涉る所ありて、或は卑下に陥り、或は尊敬に失する傾なきに非ず、「てまへ」「ささき」等の語句、卑下に陥る者、「さき」「あなた」等の尊敬に失する者、何れも、皆、當該官吏の威嚴を損する者

### ●統計の必要

(統計は一科の専門なり)

統計の必要なるは、言を俟たず、彼の所謂統計表は、形而上に涉る學問を以て、其の効果を証明するの實驗法なるや明かなり、統計表の必要は、文化の進運に従ひ、益、其の効果を表彰し、從ひて、秘密を要するものどす、故に今の時に當たりても、事の秘密、雑籍する官署等にありては、此の表も、亦、完備なるものあり、監獄事務の上に於ても、或は、これと同一なるべし、統計表の完備は、以て事務整理の一斑を見るならんか、聞く、毎月其の筋へ報告する月表にても、大に遅延し、全國在監人數を、総覽するの不便多しとか、此の如き簡易なる表は、半日の閑を得ば、製調せんこと雖きにあらず、又本會の毎月統計して、會員諸君の参考にせんとする犯數、其の他の表も、亦、大に此の憾みあるを如何にせん、已に本誌第七十三號にも、記述せしか、今、尙必、翌月上旬迄に、送與せらるゝは、千葉、石川、廣嶋、大坂、東京集治監、三池集治監、徳嶋、網走分監、阿木、宮崎、京都、兵庫、奈良、三重、岐阜、青森、

と謂ふべきなり、爾後當局者は、注意して、「汝若しくは、」等々の語を用ふるを要す、二人稱の代名辭、事小に似たりと雖も、最善最惡の源、一に言語に在ることなれば、言語を慎み、音調に注意すること、また、監獄官吏の、ゆり忘る可からざることならん

### ●在監人員未現在人員表

(報告の期日を誤る勿かれ)

月末現在人員表は、翌月十日迄に、内務省に報告すべき筈なるが、中には、遷延甚しきに及び、其の筋の照會ありて後、始めて報告する縣もありとか、既に、報告例なる者、訓令ありたるに、尙、その時期を誤るとは、ましてや、私立の一協會位の、吏員四員表位に、何とて、………あはれ、斯る縣は、何れも、或一二の定まれる縣なりと云ふ、獄を興る者、宜しく注意する所なる可からず

### ●本年中雜誌の目次

(参考に供す)

本年に至りて、發刊したる雜誌の目次を、都類分けと爲し、殊に雜録に至りては、必要なる者のみを收拾して、諸君の参考に供す、日常事を執るの際、利便を與ふると雖も、可からざるべしと信ず、諸君庶幾はくは、此の精確な福井、島根、岡山、高知、愛媛、福岡、大分、の數縣に過ぎず、其の他の府縣に在りても、事務繁劇なるに依るは勿論なりと雖も、亦、數時間の閑を以て、調製するに難からざるものあるべし、是、本會の微志、諸君を勞するに足らざるに依るか、抑、亦、かゝる統計表は、蛇足たりとして、之を一笑に付せられたるに依るか、統計表は、假令、一縣の不足するあるも、全表を製すること能はず、一縣の爲めに、他府縣多數の厚意を充たす能はざるは、實に本會の恨事なり、故に、切に望む、將來毎月、必、送與の榮を賜はらんことを

●看守の幫助して、囚徒を逃走せしむるもの、近來、又、續々たり、監督者の眼光及ばざるか、抑、はた看守の撰の失へるか

●喫煙を禁するの標札、第二課の入口に懸かり、來客爲めに躊躇す、課長の机邊、吹殻、白煙を噴す、何等の破格、

●國庫支辨按、又々、東京府會の決議に上る、軍國多事の秋、尙、此の勇氣を存す、敬服嘆服、三百職員夫可則之

●横濱 監獄看守祝勝運動、鑿劍、競走、綱曳、豚殺、

機を見て武を講ず、名典獄の手腕、敬服無限。  
 ●歳末 新年爰に來らんとし、忘年の會、祝賀の宴、  
 斯る慰樂は、共に嫌惡す、勇壯快瀾の舉、以て浩々  
 可養神

### 質疑應答

●第七拾七號北島鐵窓証人の  
 質疑に答ふ 京都 監門 散士

問 有刑流刑の囚、參年を経過し、免幽閉の申渡を受け、出獄中に重輕罪を犯したるときは、免幽閉を停止することを得るか。若、停止するものとせば、出獄中の日数を刑期に算入すべきか否か云ふに對し

答 本問は、刑法貳拾壹條の明文よりの質疑なるが、法文に就きて考ふるに、刑の目的は惡を懲らし、善を勧むるに在り、然して、刑法に於て、有期流刑の囚參年を経過すれば、行政の處分を以て、幽閉免するものにして、此、自暴自棄の念を止め、懲勉以て善に勤ましむるにあるなり、抑、免幽閉中に、本問の如き、重輕罪を犯すときは、之を停止するの法文なし、刑法附則拾五條に曰はく、流刑の囚、幽閉を免せられたる者、再、罪を犯したるときは、本刑期限内と雖も、島地に於て直に其の刑を執行すべしとあり、此の法文に依るも、免幽閉を停止するにあらざる意は、自、顯はれたるなり、況、該條中に、直に其の刑を執行すべしとは、此れ免幽閉を停止せずして、直に后犯、乃、重輕罪の刑を執行するを謂ふなり、然らざれば、直にの語、全く無効に屬せん、

刑法中、他の條項には、假免監獄數罪併發の語ありと雖も、獨、第貳拾壹條には、此の語なし、假免幽閉は、確定せるものにして、罪を犯すに雖も、停止するの意あらざるべし、又、一は曰く、重輕罪を犯したるにより、免幽閉を取消したるときは、出獄中の日数は、刑期に算入すべきものなるか否かとは、假出獄の場合に於ては、法の明文により、これを算入せずと雖も、本條此の明文なきが故に、之を刑期中に算入すべきものと考へざるべからず、何となれば、行政官の意思に依りて、幽閉を免したるものなれば、之が爲めに、囚人に不利の結果を與ふるの理なければなり、免幽閉は、固より其の刑を免するものにあらずして、只、其の幽閉を免するものなれば、免幽閉中と雖も、刑期中なるは、争ふべからざるものなり、特に、法の明文無き以上は、出獄中、日数を刑期に算入せずとするべきを得ずと考ふ。

●北島氏の質疑二問に答ふ 在合浦 上野 生

答 有期流刑の囚、三年を経過し、免幽閉の申渡を受け、出獄中のもの、重輕罪を犯したるときは、免幽閉を停止するものなり、何となれば、刑法第二十一條に規定しあるにより、行政の處分を以て、幽閉を免したるものなればなり、故に、行政處分を以て、之を停止するは正當なり、然り而して、其の出獄中の日数は、刑期に算入すべきものにあらず、何となれば、行政の處分を以て、出獄したるものなればなり、故に斯の如き場合には、從ひて行政處分を以て、刑期に算入せざる旨の、申渡を爲すべきものなり

答 刑事被告人、無罪の言渡を受けたるもの、當日檢事より、出監命令なきを以て、解放し能はざるときは、假令雜居なるも、拘留監の狭小なる場合に、被控元居たる房へ入れ置くべしなり、(分房なり)何

#### ●質疑二題

問 監獄控外に建設せる倉庫等を、取締として、夜中巡回せしむるは、看守の職務なるや、將、職務外なるや。

問 被告人、裁判所へ護送の途次、被告人の傍に、同族徐歩して、暗に其事柄を、被告人に通報すを察知したるにより、看守が、其の姓名を問ひ、之を避けんとを論ずも、之を許せざるときは、如何に取計ふべきや。

となれば、檢事より出監命令あれば、何時にても、司獄官吏は、出監せしむるものなればなり、故に、他の被告人は、同房に一時留置せしむるも差支なし、然れども、之を探究せば、被告人と、分房に留置せざるべからず、何となれば、公判庭にて無罪の言渡を受けたるものなれば、青天白日のものなれども、其の裁判に對し、社會の代表者たる檢事が、職權を以て、抗告控訴上告する場合なきにしも非ざれば、それれが爲め、一時留置して、檢事の命令を待つものなり、亦、他の被告人と同房せしむるは、安當ならざるのみならず、同房被告人の証據湮滅の杞憂あればなり、故に、被告人と分房せしむるは、正當なり

●長岡獄外生に答ふ

全

### 譯

○長期刑の囚徒をして屋外の苦役に就かしむる

の利益を論ず (千八百九十四年九月發行 佛國監獄協會雜誌抄譯)

佛國 ポワシー中央監獄典獄

アラゲッス誌

大和居士譯

### 第一 外 役

我が佛國の大監獄にては、長期刑の囚徒の爲め、特に、外役、即、屋外の苦役を設くるを良しとす、凡、我が

中央監獄にては、皆、若干の空地を所有す雖も、之を利用して、園圃を爲したるものあるを見ず、繼に、之を一個人に貸與するものあるに過ぎざるなり、豈、惜むべきことにあらずや、若、囚徒をして、此の空地を開墾せしめて、蔬菜園若しくは、種苗園と爲さば、或は、病囚の快復期を、迅速ならしめ、或は常に、工場内の腐敗空氣を呼吸するより發する瘰癧病、貧血病、虛弱病を避くるの、最良治療法となるの利益あり、且、此の園圃より、収獲する所の菓物、蔬菜、花卉の如きは、國庫費の幾部分を減殺するを得べし、加之、政府は此の園圃を以て、農業試作地と爲すの裨益あるや、明かなり、而して、其の規律に至りては、内役囚徒の境遇に比すれば、極めて幸福なる外役囚徒にして、其の境遇を妄用するものあらば、之を監内に幽置して、外役に就くを禁し、又、其の脱監する者あるに於ては、刑法に従ひて、之が刑を加重すべし、抑、善良なる囚徒は、屋外の苦役を以て、一種の恩典となし、喜んで之に従事するものなり、且、夫、園藝者、及、農業者にして、入監する者の如きは、其の習慣に依りて、元來座職には、甚、不得手なるものにして、多年の在監中、漸、之に隨るゝも、滿期放免の後、再び、其の本業に就くに當たりては、大に困難を感ずることあり、故に、此等の者をして、園藝に従事せしむることを爲さば、入監の爲めに、其の職業の習慣を失はしむるの慮なかるべし

## 第二 建築業

我が中央監獄に於ては、泥工、石炭職、書工、錠前職、木工、亞鉛職、瓦斯機械職等が、扣鈕又は提燈等の製作に、使役せらるゝを見るは、實に、慨歎に堪へざるなり、凡、監舎、工場、附屬舎等の建築工事の如きは、總、囚徒をして、之を爲さしめざるべからず、故に、佛蘭西國の南北兩端にある二個の中央監獄には、常に家屋の建築に關係する諸職工を集置し、或監獄にて、一大建築工事を起すに當たりては、車を以て、此等の囚徒を指定地に護送するを良しとす、又、此等囚徒の搭送には、定期の分房檻車を用ふるも妨げなし、而して、

其の費額に至りては、普通の請負人、又は職工に支拂ふべき代價に比すれば、其の低廉なること、實に同日の論にあらざるなり

## 第三 一個人に貸與する囚徒の農工業

監獄の工業は、自由工業に對して、憂ふべき競争を生ずるものなりとは、社會一般に、流布するところの臆説なり、然れども、上等官衙、及、地方官衙にて、其の製作物の價格を、公平に量定するに於ては、決して、競争を生ずるの憂なし、而して、彼の製造家が、一般の不景氣に乗し、或は、田舎人の不經驗を、奇貨として、安價に婦女幼者を使役するの所業に比すれば、蓋、優ること萬々ならむ

近來は、田舎人にして、農業に避く可からざる辛苦疲勞を厭ひ、都會に移住する者、日々に増加して、之が爲めに、農業作夫の、著しく減少したるは、吾人の共に知るどころなり、現に、二三の縣にては、軍衙は其の常守の嚴則を棄て、若年の兵卒に、農業者の業を、補助することを許可するの已むを得ざるに至りたり、又、方今中央監獄にては、囚徒の工錢を引上げたるを以て、製造家中、監獄より手を引く者、陸續として生じ、従ひて、囚徒の採るべき工業に、乏しきを告げ、遂に、囚徒をして、閑散に苦しましむるに至らむとす、而して、我が製造家は、中央監獄の都府に隔絶して、交通の不便なるを歎く雖も、而かも、其の都府に隔絶するが、却りて、利の存する所にして、囚徒を一個人に貸與して、農業に従事せしめ、之を改悛遷善せしむるにあり、余は、素より、囚徒をして、悉く農業に従事せしむることを知らざるものにあらずと雖も、比較上成るべく多數の囚徒をして、之に従事せしむるの必要なるを信す、且、此の農業は、長期の利の囚徒にして、身體衰弱し、品行善良なる者に與ふる、一種の褒賞と爲すを要す、而して、其の監外にて行ひたる犯則の如きは、輕例の方法を以て、嚴重に之を處罰し、脱監者に至りては、ヌウヅエル、カレドニー(南洋中殖民地)に於ける

が如く、其の刑を加重せざるべからず  
 凡、監外に使役せらるゝ囚徒は、監内に在る時の如くに、目には絶てて悪例を視ることなく、耳には、更に、  
 悪話、激怒、落膽の聲を聴かざるのみならず、農家にては、常に其の側に、農夫等の意らず、業を勵むを見、  
 或は偶然、我が父母に似たる老人を見、或は我が妻子に似たる婦女幼者を見て、自、悔悟の心を生し、真心より  
 前科を贖ふの念慮を發するに至るべし、夫、囚徒の監内に在るや、同類の多勢を頼み、動もすれば、看守等に  
 對して、不敬の態度を顯すことありと雖も、自由人に對しては、決して之を顯さざるものなり、且、囚徒を、  
 一個人に貸與して、農業に従事せしむる時は、監舎の嚴肅に馴れしむるの虞なく、常に、此の住居の懼る可き  
 ことを念頭に存せしめ、且に監舎を出て、夕に歸監するに當たりては、慄然として、恐怖の念を懐かしむるの  
 利あり、而して、農業者も、亦、安價に囚徒を借受けて、容易に其の田圃を耕耘し得るの幸福あり、故に、深  
 く囚徒の情態を知了する農業者は、滿期出獄の囚徒にして、都會の生活の不安心なるを厭ひ、同盟罷工の不幸  
 ど、勞働者の職業の不確なるを覺りて、田舎の生活の靜穩安全なるを好む者と、永く雇役するに至るべし  
 囚徒並に其の看守には、雇主より、作夫と同一の食物を給與し、給金としては、一日一人に付一法五十參、乃  
 至二法五十參を拂はざるべからず、斯の如くする時は、政府は、大に其の費用を減ずるを得べく、囚徒は、多  
 くの積金を得て、親屬を救助し、被害者に辨贖するを得、其の滿期出獄するに當たりては、暫く生活を維持す  
 ることを得べし

アルヲエリノ藩屬地、及、コルス藩屬地にては、一個人の家に、囚徒を送るは、極めて容易なり、然れども、  
 佛蘭西内地に在りては、工業なき田舎に、設置せられたる監獄にあらざれば、之を爲すことを得ず

## 寄書

● 囚人の入浴度数は賞表の多寡に應じて制限  
 すと云ふに就いて 大塚朝次郎

余が最も愛讀せる大日本監獄協會雜誌第七十八號は、先般宮城縣下仙  
 臺市にて開設せられたる、東北地方典獄協会の監事項目を報道せり  
 然れども、未、監事の要領を報道せず、單に可決、若しくは、否決と記  
 載せるのみなるを以て、其の問題の要旨を詳にする能はず、是、余が大  
 に遺憾とする所なり、之を以て、余は先報諸士を俾らず、左に疑問を起  
 こし、釋、愚見を述べて、讀者に質さんとす

今、第一の疑問とする所は、囚人の入浴度数は、賞表の多寡に應じ、制  
 限を設けては如何と云ふにあり、本項は、如何なる主旨に出でたるか  
 は、余より知るに由なし、然れども、其の問題に付、愚考するに、本項  
 は、監獄則第四十一條、賞表を有する囚人は、其の監房を區別して、尋  
 常囚人と別異し、賞表の多寡に應じて、優遇を爲すべしと規定せる、其  
 の精神、則、有賞表者を優遇するの主旨より出でたるものと察せらる、  
 而して、猶、本項を推究するときは、無賞表者は、一層其の度数を制限  
 するの意あるが如し、果して然りとせば、無賞表者は、少しく偏り過ぐる限  
 らざるものにして、衛生上のことは、賞表の多寡と有無とに依りて、區別す  
 ること能はざるものなればなり、若、賞表多き者に、身体の汚損するこ  
 と多くして、賞表少き者は、少なく、無賞表の者は、全く汚損するこ  
 となしと云ふの道理あらば、兎も角、決して然る道理の存する理由な

し之を、施行細則第九十六條の有賞表者を優遇すべき各項目に照らす  
 に、其の第三項に、入浴は尋常囚人に先立たしむべしとあり、之を再三  
 熟讀するに、未、賞表の多寡と、無賞表との、三段に區別して、度数を制  
 限すべしとは見ゆ、讀者は、如何なる主旨に依つて、如何なる解釋を  
 以て、各地方の適宜にすとは決定せられしか、余輩の淺智なる、千層万  
 考すとも、未、本項の可なる理由を案出せず、敢、讀者に質す

● 偶感三則

千葉縣福岡

北島鐵窓護人

被服の汚染

蚤虫漸く滅して、又、將に彼等の身を蝕ふの蟲出湧出せんすとす、此の時  
 に際して、衛生保たるもの、宜しく驅除の法を講せざるべからず、豫防  
 法他なし、唯、洗濯あるのみ、若、徒に辭を附けて、往再恐るあらば、  
 衛生上茶毒を來たさんこと、夫、幾何そ、其の任に當たるもの、洗濯數  
 勤を怠る物、れ、

囚人の犯罪

寒風颯々として槍を鳴らし、北風颯々として身骨に激し、手足爲めに落  
 らんとするの候に迫るに從ひ、槍、犯則者の多きを見る、是、必竟彼等の  
 奸策、官吏の隙を窺ひ、致々唆を得んとするに歴筋すべしと雖ども、犯  
 則を遂けしむる罪、亦、戒罰者にあり、然るに、動もすれば、妄に獄則  
 違犯者を深り罰に處するを以て、我、職務熱心なり、能く其の任を盡  
 くせりと、傲然揚言するものなきにあらず、是、何等の癡言や、實に  
 抱腹絶倒、否、其の愚を憐ますんばあらず、夫、犯則者を未だに防ぎて、  
 獄則に抵觸せしめず、能く彼等惡漢を統攝し、從業を獎勵驅馳せしむる  
 みそ、其任を盡したりと云ふは、如何そ犯則者を出たすを以て、勉め  
 たりと云ふを得ん、嗚呼此の痴言を吐くもの、宜しく三省して、彼問者

を出たさゝると勉めよ

在監者の愚弊を経て

已決未決の在監人を問はず、先入者は、所謂先入主となり、後入者を殺  
殺し、且、房内、厨間の掃除等、諸事後入者に爲さしむるより、葛藤を生ず  
るは、往々見聞する所なり、此の弊者は、規律上、尤も波及するのみ  
故、直に矯正せざるべからず、萬一默許等閑に付して、放任するならば、  
是より酷化する害甚る、亦、匡正し處はざるに至るも知らざるべからず、  
諸子請ふ、愚弊の芽を絶て

工場擔當看守に一言す

本國秀幹生

監獄は、作業上に付、製品の多く出て、工費額の多きを望むべきが、將  
囚徒をして、其の作業の方法、及、製品の精功にして、購買者の損失寡  
ならんを望むものなり、此の二者は、大に講究すべきものならん  
愚考す、余は之を講究するに先立ち、囚徒に科するの科程上に付、一言  
せん、某科に云へる如く、人は体力を充分に出たすを得べく、亦、  
少なく出たすのみを得べきものなれば、一日に數百斤の打掃をなすへき  
ものも、一日數十斤を打つ能はざるの働をなすのみ、出来得るな  
り、此等は、直接する所のもの、宜しく看破すべきものにして、科程  
を科するの困難なるは、諸君の風に知る所なり、固より科程は、十日  
乃至十五日毎に、進等するの規定にして、各自其の業に、十五日位の習  
熟をなすべきは、自然技能の進歩を來たすは、當然なるも、其の製品の  
真否に付きては、非常の影響を來たし、結果購買者より、賣免の不測なる  
苦情を招き、某監獄の製品は不真なり、其の積荷は粗悪なりとて、非常  
の假下を受け、購買者遂に損失を恐れ囚徒の解僱をなし、其の監獄は、  
時々作業種目の變動を來し、之に従事する囚徒は、折角一の作業を、

習得せし頃は、亦、他の作業に従事し、一も得る所なく、作業を授  
け、有職の民たらしむるの主旨は、却りて實効を奏する能はず、是、遺  
憾の極ならずや、即、監獄中、製品の多く、工錢の多きを食り、刑罰の  
要素とも云ふべき作業の本体を、貫徹する能はざらしむるは、常に科程  
の昇等に、致々波々として、彼徒をして、實着なる作業を習得し、精良の  
製品を出たす能はざらしむるの致す所なり、故に、作業主任官、及、作  
業に従事する看守に在りては、須く此の邊に注意し、精良の製品を出た  
し、官罰受たるを、購買業たるに論なく、賣先より、苦情を招くのみ  
ならず、賣免の皆無なる如き、粗悪の製品を出たさす、体力技能の如何を  
熟察し、科程の重きを失し、粗悪の製品を出たさす、却りて熟習を仰  
く、如き、始末を演せんよりは、寧ろ、科程の輕く、精良の製品にして、  
賣免の盛なるを期し、囚徒をして、充分に精練を得しめ、然る后、彼は  
全く、該業の熟達を得し認めたる上は、日々に科程を進むるも可なり、  
二日乃至三日位の科程外、又は次第に値ひするの作業をなすも、輕  
々に進等せしむるとなく、寧ろ、製品の點檢に、充分注意し、粗悪ならさ  
るを認め、決して授業手の口車に乗り、又は作業課の机上論に惑溺せら  
るゝとなく、科程の進等を計るへし、作業主任官は、常に曰はく、何作  
業に付きては、一回の不足を受けるなし、科程をば撻々しく進め、工錢  
の多きを望む杯は、愚も、亦、甚し、請受者より、不足を受けざるは、  
作業看守の、能く作業を習得せしめ、精良の製品を出たさんとするに汲  
々たるの致す所にして、常に不足を受けるの作業は、充分習熟の期な  
くして、遂に科程を進め、工錢の多からんを食ふの致す所なるを知ら  
んや、固より、監獄は、地方長官の負擔を輕減せんとするは、望む所な  
ら、作業を科し、有職の民ならしむるの主旨を忘る可からず、亦、  
監獄規程の嚴正を期せんばある可からず、精巧なる製品を出たさん  
を期せらるゝ如きは、當局者深遠の廟算あるは、信伏して疑はざる所な  
りと雖も、我が司獄官、亦、此の現況を袖手傍觀し能はざる義務あり、  
尤、近來監獄社會、日進月歩、治獄改良の論も實効とを積み、今や前述  
の遠征事件に於ては、應變の道を講し居らるゝと、信伏すも雖  
も、竊、工業等を擴張し、其の收入を倍償し、此の愚君愛國なるは、財政  
當局の片言を駁するの一端なるを以て、我が司獄官は、大に情眼を凝  
らし、研究を爲すの歡ならんと思惟し、其の効教の、速に社會に發揚せ  
んとを熟望するのみ

するの作業看守は、懲戒規程の嚴正を期せんとするは、言を俟たずし  
て、實行せらる可きなり、而して、直接する所の看守其の人に非され  
ば、囚徒の作業、即、科程技能の進歩を知悉する能はざるなり、某品の  
真否により、科程外あり、科程不了あり、病故の爲め、不了あり、器械  
の善惡により、科程不了あり、科程外あり、種々の原因ありて、日々の  
科程に變動を顯はすあり、豈、作業課の机上論に刺激され、典獄の督勵  
言に迷ひ、輕々科程の進等をなし、結果の不真を招き、作業を科するの本  
質を忘れ、監、私に不利益を來たし、授業手の口車に載せられて、囚徒の  
輕侮を招き、利己主義なる因情を養生し、粗なる製品の多きを求むると  
なく、能く精良なる製品を出たし、有職の民ならんもの因情を感じせし  
むるは、作業看守の重任ならずや、工場相當看守、それ鑑會する所あれ

望司獄官 東肥 壺川 漁夫

我が帝國、今朝鮮八道に事端を開きし以來、今日に至る迄、數萬の精銳  
は、堅城鐵壁を抜き、戦へ必、勝ち、攻むれば、必、陷し、御風沐雨、只々、  
皇城を發露せんとするの愚念を、身を犠牲に供せんとするの義快心に  
富みたるのみ、故に、危に臨みては、益、活潑なる勇躍と、熱練なる技  
術とを顯はし、一人も長縮の事なきは、偏に

上、天皇の稜威に由らずんげあらす、加之、内地にある、朝鮮野戰騎士よ  
り、田夫野人に至る迄、學びて、軍實軍需品を獻納し、名城要港、占領  
の報を聞くと、又、學びて、視察を開き、内國價召募せらるゝや、就ひ  
て、吾が資産を擲ちて、塵暴し、實に、軍國の志益溢し、嗚、狂せん  
とする忠君愛國の至誠顯著なるに至りては、全世界、皆、異口同音に、  
激賞感歎して已まず、將來我が帝國が、外交上、無限の勢力を得るや、  
榮然たり、乍併、軍費償還等の經濟法確定せざれば、今日の勢力、雲烟  
消失するを以て、其の内國價償還法は、新税源を求め、或に經常取等

看守採用規則の退職職金者に及ぼす

大坂 洋々 散士

看守採用規則は、昨年十二月十九日、内務省訓令第二十六號を以て、發  
布せられたり、散士之を熟讀含味するに、本令發布の爲め、五年以上、  
若しくは、十年以上勤続する一時賜金、又は滿年賜金を受く可かりし看  
守に、如何なる影響を及ぼすかを論究して、江湖彌君の一覽に供せん、  
本令第二十六號、第七條三項末段に曰はく、一身の故を以て、辭職する  
が如きこと、決してあるまじきことあり、而して、第八條に於て、一  
身の故を以て、辭職せざることを誓約せざる可からず、第九條は、施行  
すべき方法細目は、地方長官に一任する旨規定せり、依りて、本令の實  
施は、地方長官に於て、其の方法細目を定め、實施の期月を規定して、  
始めて本令の効力あるものとす、從ひて、本令實施となりしとき、各  
前地方の便宜にて、誓約年限なるものを定め、二年若しくは、五年との  
誓約規定に依り、誓約書を提出し居るものは、本令實施と共に、其の誓  
約は、無効に關するものなり、何となれば、本令第七條三項は、終身看  
守を辭せざるの義務を有するものなればなり、換言せば、終身の看守と

守を辭せし頃は、亦、他の作業に従事し、一も得る所なく、作業を授  
け、有職の民たらしむるの主旨は、却りて實効を奏する能はず、是、遺  
憾の極ならずや、即、監獄中、製品の多く、工錢の多きを食り、刑罰の  
要素とも云ふべき作業の本体を、貫徹する能はざらしむるは、常に科程  
の昇等に、致々波々として、彼徒をして、實着なる作業を習得し、精良の  
製品を出たす能はざらしむるの致す所なり、故に、作業主任官、及、作  
業に従事する看守に在りては、須く此の邊に注意し、精良の製品を出た  
し、官罰受たるを、購買業たるに論なく、賣先より、苦情を招くのみ  
ならず、賣免の皆無なる如き、粗悪の製品を出たさす、却りて熟習を仰  
く、如き、始末を演せんよりは、寧ろ、科程の輕く、精良の製品にして、  
賣免の盛なるを期し、囚徒をして、充分に精練を得しめ、然る后、彼は  
全く、該業の熟達を得し認めたる上は、日々に科程を進むるも可なり、  
二日乃至三日位の科程外、又は次第に値ひするの作業をなすも、輕  
々に進等せしむるとなく、寧ろ、製品の點檢に、充分注意し、粗悪ならさ  
るを認め、決して授業手の口車に乗り、又は作業課の机上論に惑溺せら  
るゝとなく、科程の進等を計るへし、作業主任官は、常に曰はく、何作  
業に付きては、一回の不足を受けるなし、科程をば撻々しく進め、工錢  
の多きを望む杯は、愚も、亦、甚し、請受者より、不足を受けざるは、  
作業看守の、能く作業を習得せしめ、精良の製品を出たさんとするに汲  
々たるの致す所にして、常に不足を受けるの作業は、充分習熟の期な  
くして、遂に科程を進め、工錢の多からんを食ふの致す所なるを知ら  
んや、固より、監獄は、地方長官の負擔を輕減せんとするは、望む所な  
ら、作業を科し、有職の民ならしむるの主旨を忘る可からず、亦、  
監獄規程の嚴正を期せんばある可からず、精巧なる製品を出たさん  
を期せらるゝ如きは、當局者深遠の廟算あるは、信伏して疑はざる所な  
りと雖も、我が司獄官、亦、此の現況を袖手傍觀し能はざる義務あり、  
尤、近來監獄社會、日進月歩、治獄改良の論も實効とを積み、今や前述  
の遠征事件に於ては、應變の道を講し居らるゝと、信伏すも雖  
も、竊、工業等を擴張し、其の收入を倍償し、此の愚君愛國なるは、財政  
當局の片言を駁するの一端なるを以て、我が司獄官は、大に情眼を凝  
らし、研究を爲すの歡ならんと思惟し、其の効教の、速に社會に發揚せ  
んとを熟望するのみ

云ふも不可なきなり、従前暫約年限有効なりしときは、其の年限を超過するの後、自己の便宜を以て辞職するも、當時五年以上の事實あるを以て、依願免職と爲し、一時賜金を給與せざる可らず、又、十年以上なるときは、滿年賜金を給與せらるゝとは明治十五年七月十七日發布の、第四十一號の巡査看守の給助例に依りて明かりなり、全例第二條第一に曰はく、滿五年以上にして、退職する者には、一時之を給し、滿十年以上にして、退職するものには、終身之を給すあり、而して、全例第八條に、懲罰により免職せられたるものは、給助を受けるを得ずとあり、依りて、右賜金を獲得せんとするには、二個の條件を要す、第一、五年以上、若しくは、十年以上勤続たること、第二、公権制奉、又は懲罰免職に非ずして、正當の理由に依りて、依願免職たること、此の二個の條件を具備して、初めて既得權と云ふことを得べし、既得權は、新法を以て、之を侵害するべきを得ざれども、未、確定せざる所の權利、即、一個人の利益は、新法を以て、之を害することを得るものなり、彼の看守の十年以上勤続するも、未、正當の依願免職たる一條件を有せざるを以て、即、是等ば、將來得し得んとする冀望の權利、即、一個人の利益に外ならず、依りて、看守採用規則施行前、自己の便宜を以て、辞職したるものは、既得權なるを以て、當然滿年賜金を得るの資格あるものなり、何となれば、自己の便宜を以て辞するも、暫約年限超過するを以て、懲罰免職せらるゝの理由なきを以てなり、依りて、十年以上勤続のものは、何時辞職するも、滿年賜金を受く可かりし未定の權利ありしも、新法、即、訓令第二十六號に依り、自己の便宜を以て、辞職することを得ざるを以て、即ち既得權となるを以て、従ひて、一條件を有することを得ざるに至る、依りて、滿年賜金を得るの權利を失ふものとす、是、新法の爲めに、奪せられたるものなり、彼の給助令第八

條に、懲罰とあるは、單に明治九年の巡査看守懲罰令のみを意味するを將、總ての懲罰を意味するか、論者或は看守採用規則第三條三項に、巡査看守懲罰令と、官吏懲戒令と、自己の便宜に、辭職したるときと、區別しあるを以て、給助令の懲罰は、巡査看守懲罰令のみを指すものなるを以て、自己の便宜に依り、辭職したるものは、懲罰にあらざるを以て、滿年賜金を得るの資格あるものと云ふものあらん、然れども、是、大に誤りたるの解釋と云はざるを得ず、何となれば、給助例第八條には、懲罰令とあらずして、單に懲罰とあり、懲罰令は、意味無難なるは、單に懲罰令とあるを以て、廣義の意に解せざる可らず、従ひて、巡査看守の懲罰令は勿論、官吏懲戒令の如き、又は巡査看守懲罰令を基本として、看守懲罰内規なるものを、府廳知事より、制定發布することあり、此等の懲罰等、凡、此の中に包含するものなり、故に、各府縣の看守懲罰内規に於て、看守採用規則第八條の暫文に違背せしときは、免職する旨、規定せられたるときは、當然十年以上のものと雖も、滿年賜金を得ること能はざるものなり、然れども、獨氣其の他の正當の理由にて、依願免職となりしときは、當然十年以上のものは、滿年賜金を享くるの資格を得、五年以上のものは、一時金を得るものなり、従ひて、理由第二十六號施行後、奉職したるものと雖も、五年以上にして、正當の理由にて、依願免職となりしときは、一時金を得るの資格あるものとす、是、給助令廢止の訓令なきを以てなり、然れども、法律規則には、暗黙の廢止と、明示の廢止とあり、換言せば、自然消滅と、文章にて消滅せしむるとの謂なり、故に、法律に明示の廢止なきときは、新法に抵触する點のみ、自然消滅せしむるを解釋して可なり

以上卑見懸りあるべしと願考すれども、判、所息を記して、讀者の幸に俟す

●減食處罰囚徒体重調査成績(承前)

茨城縣監獄醫 落 合 忠

減食日數	第 四						
	一 日	二 日	三 日	四 日	五 日	六 日	七 日
年 齡 別	二十年以下	二十年以上	二十年以上	二十年以上	二十年以上	二十年以上	二十年以上
人 員	2人	5人	10人	13人	16人	3人	6人
處罰前平均体重	115.5	119.6	124.3	128.0	131.7	135.4	139.1
處罰後平均体重	113.4	117.5	122.2	125.9	129.6	133.3	137.0
平均一人減食量	0.110	0.206	0.217	0.211	0.211	0.211	0.211
處罰後平均一日間	118.0	122.6	127.3	131.0	134.7	138.4	142.1
二日間	118.0	122.6	127.3	131.0	134.7	138.4	142.1
三日間	118.0	122.6	127.3	131.0	134.7	138.4	142.1
四日間	118.0	122.6	127.3	131.0	134.7	138.4	142.1
五日間	118.0	122.6	127.3	131.0	134.7	138.4	142.1
六日間	118.0	122.6	127.3	131.0	134.7	138.4	142.1
七日間	118.0	122.6	127.3	131.0	134.7	138.4	142.1







日	朝	晝	晚	計
廿一日	味噌拾目 壹厘貳毛貳	澤鹿九目 九毛參	甘醬拾目 六毛六	六厘九毛九貳
廿二日	豆噌拾目 壹厘貳毛五	澤鹿九目 九毛參	甘醬拾目 六毛六	七厘四毛五
廿三日	味噌拾目 壹厘貳毛	澤鹿九目 九毛參	甘醬拾目 六毛六	九厘壹毛三
廿四日	大根漬拾目 壹厘貳毛	澤鹿九目 九毛參	甘醬拾目 六毛六	八厘〇參
廿五日	味噌拾目 壹厘貳毛	澤鹿九目 九毛參	甘醬拾目 六毛六	壹錢壹厘貳參
廿六日	味噌拾目 壹厘貳毛	澤鹿九目 九毛參	甘醬拾目 六毛六	七厘五毛四貳

日	朝	晝	晚	計
十七日	豆噌拾目 壹厘貳毛	澤鹿九目 九毛參	甘醬拾目 六毛六	壹錢〇四毛五
十八日	味噌拾目 壹厘貳毛	澤鹿九目 九毛參	甘醬拾目 六毛六	七厘四毛貳
十九日	大根漬拾目 壹厘貳毛	澤鹿九目 九毛參	甘醬拾目 六毛六	壹錢〇七毛參
二十日	味噌拾目 壹厘貳毛	澤鹿九目 九毛參	甘醬拾目 六毛六	九厘七毛三

計金貳拾六錢六厘參毛貳八

平均一日費人二付

金八厘八毛七七六

別 四、十一、十八、廿五、

壹個以上 六百拾貳人

牛肉拾目 四厘貳七

七厘七毛五

菜 七、十四、廿一、廿八、

貳個以上 參百九拾壹人

醬油拾目 九毛八

壹錢壹厘參人

平均一日二人一對スル額

百七拾人

鯨魚拾目 貳拾目七

計金八厘七毛壹



●神奈川縣監獄署報拔萃

明治廿七年七月通達第十二號看守被服器具品検査規則左の通改正す

看守被服器具品検査規則

第一條 看守に貸與する被服器具品は、毎月第一第三の、大曜日、適宜の時間にして、各課長立會検査を行ふべし

第二條 看守長は、検査の時刻に先立ち、看守を、一定の場所に召集し、一列をなし、左の順序に従ひ、號令をなすべし

一 氣を注ぎ 二 手帳職務規程一前へ 元へ一納め

三 三番号 四 捕縄呼子筒一前へ 元へ一納め

五 袖口職務規程一前へ 元へ一納め

六 幅巾履一前へ 七 朝日履一前へ 元へ一納め

八 長短靴一前へ 元へ一納め 九 外差一前へ 元へ一納め

十 肩掛け綿皮一前へ 元へ一納め

十一 袴一前へ(夏履は上衣袴)元へ一納め

十二 偶數履一前へ 止れ

十三 抜け一前へ 元へ一納め

十四 前へ着け一進め 十五 分れ進め

第三條 検査の當日缺勤したる者、及、修補洗濯中に係る物品の檢定を受けざる者、出勤のとき、若しくは、修補洗濯の出來せしとき、其の検査を行ふべし

第四條 検査物品中、破損又は汚穢したる物を認むるときは、直に之を修補引替をなさせしめ、其の旨典獄に具申すべし

第五條 検査官、及、看守長は、定期検査の外必要と認むる者に就きては、典獄の認可を経て、臨時検査を行ひ、又、本人の宿所物品の在所に就き、之を検査することあるべし

第六條 押丁に貸與する被服器具品は、本則に適用して、之を検査すへ

差入品取扱規程左の通り相定む

差入品取扱規程

第一條 在監人へ、其の親族故舊より、物品の差入を請ふものあるときは、其の住所、姓名、品名、數量、身分上の關係を問ひ糺し、差入願書に之を記し、捺印の上、物品を添へて差出させしむべし

第二條 三食、及、貨幣の差入は、口頭受付簿に、前條の事項に記載し、願人をして、記名捺印せしむべし

第三條 差入の貨幣は、能く其の員數を調査し、受付主務者、自、携帶し、庶務課長を経て、典獄の許可を得、價廉金取扱主任に交付すべし

第四條 差入の物品は、差入品検査心得に依り、精細に検査をなし、庶務課に送致し、典獄の許可を得、速に之を警守課に交付し、受品人は、下附の上、該書面に受取の印を押捺せしむべし

第五條 貨幣、及、三食外の差入品は、午前九時、同十一時、午後三時の三回、配付するを以て定時とす

第六條 刑事被告人に、差入の用具は、夜着其の他取締上、不便なるものは、之を許さず

第七條 検査の爲め懸置したる衣類器具は、原形に復して下付すべし

第八條 刑事被告人に、貨幣の差入を許すは、左の場合に限るものとす

但、三項四項は、可成物品を以て差入れしむ

一 民刑裁判上に關する費用

二 旅費

三 三食、及、衛生上必要の飲食物、醫求の費用

四 時服袴未費、及、郵便送費

第九條 囚人懲治人に、貨幣の差入を請ふものあるときは、時服又は旅費なき者に限り、之を許し、其の金額は、出願の節之を定む

囚人行狀報告手續

第一條 看守は、受持囚の行狀を調査し、刑期七ヶ月以上の者は、毎月盡日限り、刑期二ヶ月以上、七ヶ月未満の者は、各動查期毎に行狀報告表を以て、之を報告すべし

刑期七ヶ月以上の者、放免となるときは、都度其の月中に動查したる行狀を報告すべし

第二條 一報告期間内に、一囚人の受持取者の看守に涉るときは、其の行狀を各看守に合評することを得べし

一 報告期間内に、受持の囚人轉業し、若しくは、監房を轉換せられ、其の受持を離るるときは、前受持看守は、後受持看守に、其の行狀報告表を調製して、之を引繼ぐべし、前項に依り、引繼を受けたる行狀報告表は、其の報告期間内保存し、當期の終に、之に意見を加へて報告すべし

第三條 勸告期毎に、報告すへき囚人の勸告期限は、各期の最終日限り、第二課(安堵は警守係)より、受持看守に、之を通報すべし

第四條 看守長は、所屬看守の提出する行狀報告表を檢閲し、意見あるときは、之を朱書すべし

第五條 行狀報告は、第二課に於て取纏め、身分帳に編綴し、行狀調達の參考とすべし

補 則

一 刑期三ヶ月以下の者に係る行狀調査は、看守報告書を以て、之を報告すべし

二 刑期三ヶ月以上の者に係る行狀にして、本手續に定むる期限に達しらず、報告せんとするときは、亦、前項に同じ

第十條 刑事被告人に、差入の食物は、衛生上必要と認むるもの、又は、三食に供する飯、及、菜類とす

但、菜の品類は、鹽、之を定め、人民折所へ揭示すべし

第十一條 刑事被告人に、差入の食物は、左の制限に由る

一 三食を自辨し、又は、差入あるものには、他の食物の差入を許さず

二 二食を自辨し、又は、差入あるものには、他の食物一回の差入を許す

三 一食を自辨し、又は、差入あるものには、他の食物二回の差入を許す

第十二條 用紙の差入は、願人一人に付、一回一帖とし、價廉紙或拾帖に至れば、一時之を停止す

第十三條 凡、差入品は、破損又は汚穢せざる様注意をなし、且、願人をして、長時間、待たせ置かるを要す

●三池集治監報拔萃

偵察看守勤務心得別紙の通相定む

明治二十七年十月八日 三池集治監典獄 菅 井 誠 美

(別 紙)

偵察係看守勤務心得

第一條 外勤部に、偵察係看守を置く、其の人員を三名とす

第二條 偵察係看守は、各區に登名宛を配置するものとす

但、服装は通警勤務に全し

第三條 偵察係看守は、常に其の區内に於ける馬丁夫、棟取夫、馬飼夫の使役場、惣休場所、門戸の近傍、粹紙の個所、其の他瓦斯堆積の場所等、若も物品包藏に足るべき場所は、限なく之を巡回して、包藏

物を搜索すべし、但、物品を見出したるときは、其の品目、并に、個數を一定の帳簿に記帳し、典獄に報告すべし

第五條 偵察係看守の中、若、病氣等にて、缺勤する者あるときは、看

三池集治監分房四行狀、及、出入經同録 (三池集治 監月報抜)

分房入監の度數	番稱呼	甲一四九號	罪質	持兇器強盜	三犯	氏名	月川 仁 平次
三度	役監房名及	四監 業役	刑名	無期徒刑	年數		元治元年十二月生

平業の行狀及分房拘業の事由	入分監房	出分監房
二十年中處罰二度 二十三年中全一度 廿六年三月十五日全囚を毆打負傷せしめ之を編制せんとする際看守に對し傲慢不敬の言を吐きたる科屏禁二十日 本囚に差も改後の狀なきのみならず官吏に對し常に傲慢にして屢不敬の言を吐き更らに謹慎の狀なきを以て雜居房に拘禁せば全囚を數後煽動其後改を妨ぐるの虞あり故に一監に拘禁の必要を認む但目下平均點數六十二點に降り「意見あるときは此除白に記入す」	典獄◎ 第二課◎◎ 主任◎ 明治廿六年三月廿八日一監入監夜分房究總檢	典獄◎ 第二課◎◎ 主任◎ 明治二十六年八月十八日一監出監に轉す

全分房四行狀及体格表調査手續拔萃

一 本表は、分房四は、雜居囚に比し、其の行狀、及、身体に如何なる差異を生ずるか、否かを調査するものとす

二 房制の圖には、雜居夜分房、夜間分房の區畫を設け、其の雜居中に係る處は、朱書し、分房中に係る事項は、墨書するものとす

三 雜居房より、分房に移りたるものは、前段に、分房前一ヶ年間の行狀、及、体格を記し、分房との比較を調査する便に供するものとす

但、分房より、雜居房に移りたるもの、亦、本文に準ず

四 体質、及、体重肺搏の増減、及、其の原因は、醫務所の報告を受け記入するものとす

五 分房中、又は分房より雜居房に移されたものにして、行狀不真の傾向あるときは、免、教諭師、及、擔當の看守長に於て、注意を促し、若、其の注意に傾心せざるときは、第二課長に於て、訓戒を加へ、尙、其の訓戒に傾心せざるときは、更に、典獄に於て、訓戒を加へ、其の旨備考欄内に摘記するものとす

六 備考欄内には、前項の外、分房出入、及、發病治癒の月日(分房に在りて治癒せしものと、病監に移し、治癒したるものとを、區別記入す、遺留の種類、期限規則、非行の大意、体量、脈搏、増減の原因等を記入するものとす

七 本表は、第二課調査係に於て、之を調製し、同覽に供するものとす(分房四行狀、及、体格比較表也)

四人檢身手續左の通相定む  
明治二十七年十一月七日 三池集治監典獄 菅井 誠美

第一條 囚人の檢身は搜檢所に於て、左の手續に從ひ、身体、及、衣服

第七十九號

守長は、當該區看守をして、其の事務を理代せしむべし、但、其の代理者は、讓て指定し置くべし

(四五)

の類一切を搜檢すべし

第二條 檢身は、看守二名以上にて、之を執行すべし  
但、出役の際は一、名にて執行するを得

第三條 監房、及、工場擔當看守長は、搜檢所内に臨覽し、看守の檢身執行を、指揮監督すべし  
但、出役の際には、隨監せざるも妨なし

第四條 第二課勤務の看守長は、適宜巡回し、檢身執行の精粗を觀察すべし

第五條 通身の檢査は、左の場合に於て、之を執行すべし  
一 新入監、及、再入監囚ありし時 二 罷役還房ノ時

三 運動場檢査調處等より還房の時 四 他監より轉房し來たる時  
五 放免又は押送の時 六 出役の時

第六條 新入監、及、再入監囚ありしときは、役衣室にて裸体せなし、通身を搜檢し、通常衣室に於て着衣せしむべし

第七條 罷役還房の時、搜檢所出口に整列せしめ、前列より順次役衣室に裸体せなし、通身、及、携帶品を搜檢、探査整は入浴終了後、通常衣室に於て、着衣の上搜檢出入口前に、整列還房せしむべし

第八條 運動場浴湯調處等より、還房の時、及、他監より轉房し來たるときは、監門口にて、通身、及、携帶品を搜檢すべし

第九條 放免又は押送の時、搜檢處内に於て、通身、及、携帶品等を搜檢すべし

第十條 出役の時、搜檢出入口前に整列せしめ、前列より順次通常衣室にて裸体せなし、通身、及、携帶品を搜檢し、役衣室に於て、着衣の上、搜檢處出口前に、出役せしむべし  
但、出役の際、第三項のみ行ふことを得

(四五)



は、別に之を定む

第三十三章 在監人整列及點檢

第一條 在監人六人以上なる時は、前後二列とし、五人以下は一列とし、受持看守、又は、上席の戒護者、左の戒令を以て、整頓點檢す

一 氣を合け

二 右(左)へ一進

此の令にて頭を右へ

此の令にて、頭を右(左)翼に向け、順次列を整へしむ、但、前列と後列との間隔を三尺とす

三 直れ

此の令にて各正面に向ふ

四 番號

此の令にて、前列の右(左)翼より順次番號を呼びしめ、左(右)翼の後列に繼ぎ、其の右(左)翼に丁はる、但、番號を傳致するときは、同時に頭部を、左(右)に廻し傳致し了はりて正面に向ふ

番號を呼びしむる時は、押丁に於て、必、一名毎に點查し、次に衣服、及、姿勢を檢査し、入房の時は、直に通身の搜檢を行ふ

五 禮

此の令は、典獄又は看守長立會の儀に限る、但、答禮は禁手す

六 右(左)へ一向け、右(左)向き前へ一進め

此の令にて、其の至らんとする方位を定む

七 前へ一進め

此の令にて、各、引率し去

八 別れ一休め

此の令は、退房の際、第五令に繼ぎて、之を發し、戒護者に表證し

福岡縣出獄人保護場に関する趣意書

及諸規則

福岡縣出獄人保護慈善會設置趣意書

國家の安寧を保持し、人世の幸福を増進するは、人々の常に希望して措かざる所なり、然るに、世運隆盛、文化進歩の明治盛代に當たり、教育は進徳に及び、警察は陋巷に普及し、尙、其の安寧を害し、其の幸福を妨ぐる所の犯罪者、跡を絶つに至らざるのみならず、却りて、日に月に増進するの現象を顯はすは、實に慨嘆に堪へざる所にして、憂國の士たる者、豈、袖手傍觀するの秋ならんや、而して、是が救済の策多なる可しと雖も、事、最、輕易にして、功を奏する、却りて多きは、冤因保護場の設置に若くはなかるべし、抑、近時犯罪者の實況を觀察するに、概、貧困にして、教育充分ならず、父兄あるも、蕩陶の道を知らずして、激情放恣、其の爲すに任せ、遂に天賦の良心を傷ふ者、或は言葉の不運に遭遇し、適に生計の途を失ひたる者等、一朝過りて難望をなし、鞭打をなし、果して監獄に拘禁の身となるに至りて、初て迷途を機發し、獄に前非を悔悟し、在監中は、能く賦則を遵守し、作業に勉勵し、刑、改悔の狀を顯はすに至るも、満期出獄の日に際すれば、獨立して生活を營むの實力なく、到底他人に頼りて、努力に衣食するの外道なきも、社會は彼が刑餘の身なるを眺みて、厭使するの危険なるを恐れ、更に愛顧する者なく、已に社會に離脱せられ、正業に就くの道を得ざる爲り、已むなく、社會の外に彷徨し、身体は常に饑寒に攻撃せられて、之に克つ難はず、其の間、又、無類惡漢の欺誘に惑ひ、知らず斷らざるの間に、罪、罪を犯し、再犯三犯して、遂に習慣犯となりて、一生を誤る者、比々、皆、然らざるはなし、嗚呼、是等の徒、其の罪固より惡むべしと雖ども、亦、其の情憫むべきものあり、今試に昨廿五年中、新に入監した

て、各、入房せしむ

第二條 開監、退房、喫飯、運動、其の他工場、浴場、教誨堂の出入等、

在監人の動止を要する時は、必、整列して、番號を唱へしめ、人員を點檢すべし、其の他、必要の場には、臨時點檢すべし

但、工場其の他の場合に因り、坐列の儀、調査するとす

第三條 囚人を整列せしむる順序は、實表の多き者を先とし、無實表者

は、工場内の坐列に準ず

第四條 通身檢査は、衣類、口、鼻、耳、尻孔、腋下、指間、及、履物の

表裏をも檢査すべし已に搜檢したる者は、未了の者に接近し、

又は、衣類着換場に入らしむるとを得す

第五條 看守押丁二名以上にて、同時同場にて、在監人數名の通身を搜

檢するときは、受持者、適宜に其の擔當を定め、若、包藏物の發見せ

ざるときは、其責任を判明ならしむべし

第六條 本署通身檢査場は於ては、一工場毎に、繰込各四番號の釘に、

若衣を懸け、其の下に履物を置き、手拭の巾を掛へ、寝臥にて、口を

閉き、兩手指を伸はし、檢査を受け、通過して、再、衣類を着用し、

履物を携へて、場外に出てしめ、其の出揃ひたるときは、人員を點檢し

て、進行せしむべし

房受持員は、開監、及、退房前、囚人監内據より、檢査場までの通

路を巡檢して、包藏し得べき物件なからしめ、又、囚人就役中、毎日

檢査場、及、衣類等を檢査すべし

第七條 本署囚人監禁内に於て、囚人を整列、又は行步せしむる時は、

各四方監舎の西要を境界とし、是より四へ出すべし

第八條 外役囚の連鎖は、人員調査の度毎に、檢査すべし、如何なる編

合せ編とも之を解くとを得す

る囚人を調査するに、五千六百六拾八人にして、此の内、再犯以上に備る

もの千六百三十五人、即、百人に對する三十一人六三餘にして、又、少

數と謂ふ可からず、是、畢竟前陳の理に外ならざれば、若、慈善會ありて

彼等、出獄の後、或は工業を授け、或は雇主を求めて、保護の道を

購するあらば、遂に、社會の信用を得て、正業に就き、將に前さんとす

るの真心を培養して、他日獨立の真民となる可きは、決して疑なかる可

し、是に因りて、之を觀れば、社會の犯罪者を減して、安寧と幸福とを

維持するは、再犯を防ぐより善なるは非ざるなり、遂に、久留米市車野

定外十數名の慈善會ありて、博く全志者を募り、久留米出獄人保護場

の設置を企て、已に出願許可を受け、正に開場する、機に達するや、然

るに、今や官吏は俸給の内より、出たす所の製鹽費、及、國庫納金あり、

又、監獄部内の契約に出てたる體金ありて、月俸内より月々の出金あり、

亦、詳からざるも、保護場の事は、傍觀すべきに非ず、故に、若し監獄

に職を奉ずる者は、必、出獄人保護慈善會員となり、毎月金五錢宛を

出し、保護場の經費を補助し、贊助の意を表せんとを、諸士、夫、之を

諭せよ

明治廿六年九月

福岡縣典獄 木戸 諭

福岡縣出獄人保護慈善會規則

第一條 本會は、福岡縣出獄人保護場を補助するを以て、目的とす

第二條 監獄官吏(女監取締押丁)は、本會會員となる義務を有す

第三條 各監獄署には、總て慈善會會員名簿を備へ、各自記名捺印すべし

但、轉免者ありたるときは、捺印すべし

第四條 慈善會會員は、毎月金五錢宛を募捐すべし

第五條 募捐金は、各監獄署別に、毎月々俸受授の日、現員に據り、會

計主任者に於て、一々之を隨集すべし

但、任命の當月は、之を除く  
 第六條 贈與したる義捐金は、翌月五日迄に、久留米保護場に交付し、一面は典獄に報告すへし  
 第七條 本則は、明治廿七年一月より、實施す

○出獄者保護場設置趣意書

夫、未雨の憂を豫防するには、教育を以てし、既發の憂を懲らすには、法律を以てし、社會の靜謐を圖るの憲法、徹頭徹尾至らざる所なく、朝風の優遇なる、吾曹の言を待たず、然るに、強悍無頼の徒、朝風の優遇なるを忘失して、往々不其の思想を惹起し、終に法律に抵触して、鐵獄の下に呻吟する者少なからず、然りと雖ども、該徒を矯正するには、教誨あり、懲戒あり、其の待遇の重厚なるは、實に奉職に堪へざるなり、然り而して、尙、遺漏とするものあり、曰はく、別房留置之なり、何ぞなれば、既に刑期満つるも、依るべき處なく、又は監視中引受人なく、或は原籍遠隔に在りて、其の歸業なきが故に、別房に留置せらるるもの、衣食の如き、自、待遇の異なりと雖ども、均しく拘束の身たるを免れず、豈、偶然の至りにあらずや、且、又、幾分縣下の經濟に關係を有せば、實に輕々看過すべきにあらずなり、之に因りて、今回同志者相謀り、爲めに一擧を設けて、該徒を入れ、專、教育を以て、之を薰陶し、人たるの道を知らしめ、飾、正當の事業に就け、多少の餘有を貯蓄せしめて、歸着就産の針路を開き、遂に一般の人民と、肩比獨立の生計を営むの幸福を與へ、上は國家に盡くすの義務を究うせしめ、下は社會の靜謐を妨害するの本源を排除し、益れて犯罪するの徒ならしめんことを欲す、國家の休戚に、社會の靜謐に一大關係を有するものは、夫、保護場果して斯くの如きの大關係を有せば、其の設なくんばあるべからずと、吾等之の設立を審議する、既に年あり、然りと雖ども、精力能く爲し得

なれし且、原籍市町村へ通知するものとす  
 第八條 被保護者の出入は、毎月末日に、監獄署監獄支署、及、久留米監獄支署に届出づるものとす

第二章 役員、及、事務分掌

第九條 本場に左の役員を置く  
 議長 壹名 本場一切の事務を統轄す  
 幹事 三名 本場の事務を監督し、議長不在のときは、其の事務を代理す  
 監査員 若干名 本場經費の出納、及、備極の整否を監査す  
 協議員 若干名 本場に関する万般の要件、及、經費算等を協議す

教誨師 壹名 教誨及教育の事を掌る  
 書記 若干名 庶務會計の事を掌る  
 取締員 若干名 被保護者の行狀を視察し、且、作業を教授す  
 第十條 議長幹事監査員は、發起者の推選とし、協議員は、賛成員維持員の互選とす  
 教誨師は、地方の僧侶に嘱托し、書記取締員は、場長の特選とす  
 第十一條 議長、幹事、監査員、協議員、教誨師は、無給とし、書記取締員は、協議員會の決議に據り、相當の手當を支給す  
 但、出納の節、旅費日當を支給するも、亦、同じ

第三章 會計

第十二條 本場の資金は、六千圓とし、慈善者の義捐金を以て、之に充つ  
 第十三條 慈善者は、賛成員と維持員との二種に分ち、一時金を出たす者を賛成員とし、毎年金六拾圓を出たす者も、維持員とす

べきにあらざるを以て、廣く有力者の義捐を乞ひんと欲す、希はくは、愛國慈善の諸君、陸續贊助あらんとす

發起者 草野 顯定 外十名

○福岡縣出獄人保護場規則

第一章 總則

第一條 本場は、福岡縣監獄署、及、監獄支署の出獄人にして、親屬該畜の頼るべきなく、又は、原籍遠隔にして、歸郷旅費なきものを引取り、之を保護し、獨立の良民となすを以て、目的とす  
 第二條 本場は、福岡縣出獄人保護場と稱し、久留米市莊崎町百貳番地の間に設置す  
 第三條 被保護者は、左の各項に就き、監獄署長の保証あるものに限る

一 罰則を遵守し、將來良民となり得べき見込ある者  
 二 善良なる生業に就く志望ある者

第四條 被保護者は、監獄署長より、通知ありたるを以て、身柄引受託を出したる後、之を引取るものとす  
 第五條 被保護者の在場期限は、滿三ヶ年を以て最長期とす

但、情狀により、尙、引續き、保護を要するときは、協議員會の決議に據りて、之を定む  
 第六條 被保護者は、右場期限内と雖も、左の場合には、特に退場を命ずるものとす

一 行狀方正にして、作業に勉勵し、充分獨立の見込ある者  
 二 將來改過進善の見込なき者

第七條 被保護者、若、逃走又は死亡したるときは、速に届出の手續を第十四條 資金は、信用ある銀行に預け、其の利息を以て、日常の經費に充つ

但、賛成員の義捐金は、資金の半額に達する迄、利殖に止むるものとす

第十五條 毎年一月中、前年に於ける經費の收支計算表を製し、協捐者に頒布するものとす  
 第十六條 義捐者は、何時にても、資金の整否に付、簿册の點檢を、場長に求むるとを得

第四章 業務

第十七條 被保護者は、其の体力、及、技能に應じ、適當の作業を授け、且、其の餘暇を計り、改過進善の教誨を施すものとす、十六歳未満の幼者には、別に讀書、習字、算術等の學科を授くるものとす  
 第十八條 作業は、祝日、大祭日、及、一月一日、二月一日、十二月三十一日を以て、全休とし、日曜日、半休とす  
 第十九條 被保護者は、休日限り、左の時間内外出を許す  
 (午前八時より十二時迄 午後一時より四時迄)  
 但、父母疾病死亡の節は、此の限にあらず  
 第二十條 被保護者は、確實なる備主に入をなすとあるへし  
 但、備主との契約は、其の都度、適宜之を定む

第二十一條 被保護者の所持金は、本場に領置し、退場の時、之を還付す

第二十二條 被保護者の工賃は、毎月精算して、之を示し、六分は、衣食其の他の費用に供し、四分は、領置して、退場の時之を給與す

第二十三條 被保護者の備貨は、毎月備主より受取り、領置して、退場の時、之を給與す

第二十四條 被保護者は、其の都度、適宜之を定む

第二十五條 被保護者の所持金は、本場に領置し、退場の時、之を還付す

第二十六條 被保護者の工賃は、毎月精算して、之を示し、六分は、衣食其の他の費用に供し、四分は、領置して、退場の時之を給與す

第廿四條 前三條の假置金は、可成的、利殖の方法に據るものとす  
 第廿五條 被保護者、若、本場又は債主に對し、損害を負はしめたるま  
 きは、假置金を以て、之を賠償せしむるものとす  
 第廿六條 被保護者に於て、被服を自辦するふ能はざる者は、之を食  
 與す

第廿七條 被保護者にして、監視の附加利ある者は、規則に従ひ、警察  
 署に出席して、謹慎の状態を表せしむるものとす  
 第廿八條 毎年一月中旬前に於ける被保護者の成賦を調査し、監獄署監  
 獄支署、及、義捐者の參考に供するものとす  
 第廿九條 被保護者の賞罰、及、取締に關する方法細目は、別に之を定  
 む

## 海外通信

### ○觀長シデロー師の遠逝

在獨逸 茫 洋 生

ナンシー監獄の教誨師觀長シデロー師は、行年七十六  
 歳を一期として、頃日永眠せられたり、嗚呼哀しい哉、  
 師は此の地方にて、大に人望ある人にして、人呼んで  
 ナンシーのサーン、グンタン、ド、ポウルと稱名せり、  
 余輩は左に「エスト、レヒュブツケン」新聞紙上の記事

至れり、爰に於て、慈善者相謀り、師の爲めに、新  
 に杉衣を調へて、之を贈りぬ、師は喜び受けて、忽、  
 之を貧者に配與せり、其の無慾にして、慈善の心に  
 富みたること、推して知らるべきなり、略言すれば、  
 シデロー氏の滿身は、慈善を以て作爲したるもの  
 の如し、ナンシーのサーン、グンタン、ド、ポウルと  
 稱名せらるゝと、貴、偶然ならむや、故に余輩は、  
 ナンシーの市民に對して、師の爲めに盛大なる葬儀  
 を執行せんことを切望す、此の尊重すべき法教師の  
 棺にして、唯、其の救済、又は慰撫を受けし者の半  
 數より隨從せらるゝに過ぎずとすも、蓋、會葬者  
 の爲めに、道路の狹隘を告ぐるに至るべし  
 「エストレヒュブツケン」新聞紙の勸告は、果して採用  
 せられナンシー全市の住民は、悉、シデロー師の葬儀  
 に參列せり、其の式場に宛てたる寺院は、可なり廣か  
 らざるにわらずと雖ども、僅かに會葬者の一部分を容  
 るゝに過ぎざる程なりき、然れども、縣令の代理者、  
 司獄官の代表者、ワラヴー將軍、各種慈善事業の物代  
 人等を初めとして、實に盛大壯嚴なる頌歌巡行を行へ  
 り、次に、典獄ブランチヤニット氏は、墓前にて、演  
 説を爲せり、其の大意は左の如し

を借りて、師の職務に熱心なりし一般を表彰せんと欲  
 す

觀長シデロー師は、千八百六十七年十月、初めて  
 ナンシー監獄の教誨師に任せられたり、爾來、師は  
 毎朝五時に監獄に出席して、彌撒を執行し、看守婦  
 悉く其の席に參列す、又、毎日曜日、及、祭日には、  
 必、監獄にて、禮拜、彌撒、晩拜の式を舉行し、晚  
 拜中、囚徒に教戒を授けたり、而して、日に幾回と  
 なく監獄に至りて、囚徒と懇談する數年、恰も一日  
 の如くなりき、師は、曾、慈善局徒弟委員會の委員  
 たりしが、既に前週に於て、製造所に使用せらるゝ  
 徒弟、及、幼者の保護會社より、銀牌を受領せり、  
 師が遠逝の評判は、忽、市中に傳はり、全市舉げて  
 之が爲めに、哀悼せざる者なし、師の慈善なるや、  
 僅に得る所の金錢は勿論、其の身に付するところのも  
 のは、襯衣衣袋の類に至るまで、一切之を貧者に與  
 へ、時としては、救済するに及ばざる者にまで、  
 之を施して、吾が一身上の事には、一向に頓着せざ  
 りしが爲めに、數年以前より、大に身體の健康を害  
 ひたり、回顧すれば、今より三年前のことなりしが、  
 師の杉衣は、垢つき破れて、實に見るに忍びざるに

觀長シデロー師の教誨師の職にあるや、茲に二十有  
 五年、機敏と温厚とを以て、囚徒に接し、常に善く  
 其の信用を博するを得たり、余やナンシー監に典獄  
 たりしより、未、二年の星霜を経るに過ぎずと雖ども、  
 囚徒のシデロー師を尊信して、堅く其の訓戒を  
 遵守したるは、余の親しく目撃保護する所なり、師  
 は、屢、囚徒に接見して、之を善道に導くが爲めに、  
 懇切なる助言を與へたるのみならず、尙、僅に其の  
 受くる所の俸給の過半を惠與して、年齢の爲め、若  
 しくは、身體怯弱の爲めに、獄則に堪へざる者を補  
 助せり、師は一日囚徒を指して、吾か愛子なりと云  
 へり、實に師の囚徒を慈愛する、恰も眞實の子と異  
 なると云ふなかりき云々

右に記述するが如くなるを以て、シデロー師遠逝の日  
 に囚徒は各自随意に醜金して、一大花冠を調て、之を  
 墓前に供へ、聊か其の恩義に報いたりき

# 叢談

## ●米國日誌抄譯

第三房に、身長き黒丈夫あり、彼は、曾、強盜を犯したる者にして、今は彼の常職なる螺旋工に従事しつゝ、あり、その刑期も、最早、殆、経過しぬ、本来彼は、甚、巧妙なる盜者にはあらざるも、その大恒と、執拗剛復なること、及、前科の數は、彼をして、盜妬中有名の者となさしめぬ、彼は自己の犯罪を物語りて、予等に説明せり、殊に食器を盗みたるときは、唇を甜りつゝ、語を續けり、また彼は、貴女の窓側に立ちしとき、金眼鏡（街路の向側より）、尙、金の種族を明かに知ることを得べし）を認め、其の後之を盗みたりと云ふ、語中間々卑しむべき哀名を交ふるも、予は聲の、再、罪を犯さるること、并に入監したるの日は、最、幸運の時なることを説明したる陰險には、容易に信を措かざるべし

又、此處に、娛樂の爲めに、兎を飼養することを許されたる四人あり、その居室は、一種云ふ可からざる臭氣

黒奴は、監獄内にて足を失ひたるを以て、醫學士、及、四人の外科醫を付せられぬ、階段の上には、或輕微なる作業に服したる紅顔の少年あり、予は問ひて曰はく、此の費府にては、幼年犯者の爲め、寄厩所なるものなきかと、然り、唯、白人の幼者に向かひてのみ、あはれ罪惡に向かひて迄も、如何に專政なるよ

十一年以上在監したる水夫あり、謂ふ、尙、數ヶ月の後赦免せらるべしと、さても寂寥の閉居に付て、十一年とは

予は、汝の赦免の時の迫り來たるを喜ぶなりと言ひたるも、彼は何の挨拶も爲さざりしなり、彼は自己の手を諦視し、指を以て、その肉を摘み上げ、時に頭をして、蒼白色に變せしむる壁に、眼を注ぎぬ、そは何故なるか、解する能はざるも、彼は、屢、之を爲しぬ、彼は決して、顔にて人を眺めざりし乎、彼は常にその皮と骨とを離さんが如く、兩手にて肉を摘みは、是、實に彼の性僻なりしなり、別に何等の深き意味のあるにはあらざるべし

是また恐らくは、彼の性僻なるべし、彼は決して後事を考へざりき、彼は時の來たるを喜ばざりき、一度は、彼は後事に付いて苦慮したることありしも、そは數年

を帯ふるを以て、彼等は、房外に出づべき命令を與へぬ、應諾の下、立ち出でたる者は、恰も墓中より出でたるか如く、現世の人とも思へざる程の蒼白色にして、見慣れざる日光に、瘦顔を曝らし、白兔を胸より取出して、之を地上に置きしに、直に去りて戻内に入るを追い行きぬ、予は實に此の二者に於て、人は、最高尙なる動物なることを説明するの困難なるを感じたり又、七年有餘も、在監したる、英人の窃盜犯者あり、低き額、厚き唇を有する白面の野夫にして、訪問者に向かひて、一の趣味をも與へぬ、奸惡なる者なり、或は、尙、附加の刑として、喜んで自己の用ふる靴匠の刀を以て、予を刺さんとするの虞あるものなり、昨日新に入監したりと云ふ、日耳曼人もありき、予等の赴きたる時、その寢床より離れ、破格の英語もて、作業の困難なる旨を訴へぬ、或は、又、二日間、作業の後船、(水夫を業とする者)狂魔の酒杯、及、家に於ける朋友の詩を作りたる詩人も、在房しき、何れも、居る者は、皆、一種の刑を科せられたる犯罪者ならざるはなく、或者は訪問者の訪問に赤面して、羞らふ者あるも、又、或者は、甚、蒼く感動を與ふるなり、二三の病囚は、看護夫として、四人を付せられ、或肥滿したる老

前にして、後は各事に付いて、氣を失ひたるか如し、助けなき擊碎せられたる人とは、彼の性情を穿ちたる言ならん、天は、唯、彼に付與せられたる性情を照覽し給ふのみ

その隣房に、三人の若き女囚あり、是等は、皆、窃盜の共犯者として知られたり、彼等の生活の沈黙寂寥は、彼等をして、十分に美に化せしめたるも、容顏、自、愁雲を含み、鐵腸の訪問者も、また涙に暮る、程なりき、されど、決して彼等の爲めに、悲哀の涙を湛ふるに非ざるなり、或一人は、予の想像する所に依れば、二十歳以下の若き婦女にして、四壁何れも前在の四人に依りて、丹精せられたる雪白の房中に逸居し、光線は惜し氣もなく、壁の裂目而かも明かに、青天を眺め得る程の壁の裂目より、憂鬱に沈みたる面を射て、一層の美を増しぬ、此の婦女は、實に懺悔深くありて、斯の世界に、殆、棄てられて、監獄に來たりたる者なりと、自も云ひき、(予は此の言を信ず)而して、その

心は、極めて平靜なり、同行者の一人は問ひて曰はく、汝は茲處に生活するは、汝の幸とする所なりやと、彼女はもかけり、……然りと答ふべくいたくもかけり、遂には、眼を見張り、頓越しに眺め、涙に混りぬ、され

ばなり、愚極云ふにはあらねど、その幸なる境涯に爲らんと、試ひれど、時として、此の一房より早く出づること願けしけれど思ふは、普通の人情にして、實に忍び能はざる所なり」と、言訖りて、紅淚万斛、あはれなる物なり

此の日は、予は終日各房を巡視したるに、凡、予の眼に觸る、容貌、あるは予の耳に觸る、言、あるは予の感とたる出来事、何れも、皆、苦痛の種ならざるはなし、されど、予の後に見し、「ヒツツブルク」の同一制度の監獄に比すれば、尙、幾分の憂を慰むるものあるに似たり

斯の如く、同じき仕方にて、房を巡見したるときに、予は典獄に向かひて、近く放免すべき四人のありや否やを問ひぬ、彼は答へて云ふ、明日放免すべき者一人ありて、該四人は、二年の刑期を終へたる者なりと二年よ、忽、予は予の生涯に於ける、二年間の事跡に付いて、顧みぬ……監獄外の生活は、幸福愉快好運に由りて、圍繞せられ、頗、楽しく経過しつるに……寂寥房の二年間は、如何に長く感せらるゝよ、殆、想像に堪へぬ程ならん、兎角する間に、予は放免囚の前に導かれぬ、該四人の容貌は、他四人の面貌に、不運を

なり、實に彼等は、自己の名を自著すること能はず、時としては、筆すらも、採り得ざる程頭ふあり、目も眩み、自己の目前に、何人の居るかを知らず、僅、一分間に、二十返も立ちつ坐りつなせるは、是、出獄せんとするに當たりて、覆面を剝かれたる時の有様なり、監獄の門を一步潜り出つるや、先、止どまり、何れの道を探るかの思慮もなく、自己の前に横はる一路を眺め、他を眺め、時としては、恰も酒狂者の如く、踏歩蹣跚、垣根に寄るの己むを得ざるに至る、是は、最、恐るべき不良のことなれど、時の経過は、自然に彼の前を塞塞する雨霧を拂ふに至るべし (未完)

●囚人緒衣  
本邦にて、獄衣に緒色を用ふることは、何等に淵源せしや、余の無識なる、之を知らざること久しかりき、頃日疾ありて、家居の餘、偶々栗本鶴雲翁の著、匏菴十種を讀むに、中に囚人緒衣なる一節あるを見る、是、即、獄衣に緒色を用ふる淵源なりと知らる、因りて鈔して、好古君子の清覽に供す、

寛政の初年は、天明窮飢の後を承けたる故にや、江戸府下到處に森究潜慮し、鑽壁踰墻、或は火を人家に

印せるが如くならず、自、揚々の色表はれぬ、通常の形式に依りて、彼に説示して曰はく、如何にして、該制度の良好にして、時の経過の速なることよ、経過の速に感じらるゝならむ(若し、人にして、法律に違反したるの所爲を行はん乎、亦、汝の経過したるか如き、苦痛を受くるを、満足す可からず、云々)

彼は汝に向かひて、如何なる世辭を云ふべく、汝を呼び戻し、かどは、予の其の房を出で、通路にて、執行官に尋ねたる言なり

彼は答へて曰はく、あゝ、それなり、彼囚人は、長靴の足に適せざるを心配したるより、彼の入監したるときは、立派に足に適したるも、今は歩行すら、困難を感ずるに至れりと、而して、尙、彼は容易に、改善したる恩恵を謝したるなり

是等の長靴は、二年以前に、彼の衣服と共に、領置品として、保存せられたるものなり

予は、彼の、甚、願へたるを言とし、尙、進んで、直接放免囚に對する處置の如何を、尋問するの機會を採りぬ

また、彼は答へて曰はく、彼等は、例、輕快に事を爲すとは云へ、神經家の所謂狂氣なるが如く、戰慄せざる

挿むの輩多きに因り、火付盜賊改俗に、加役と稱する職の出来て、先手組の頭より兼務する事となりしが、(此職或は其前より有りしや詳にせず)予か母方大伯父長谷川平造其選に當り、賊魁神道德次郎を捕へてより、頗る世に知られたりし、此人白河侯に建言し、無宿漂泊の賤民を驅り、之を佃島に移して、監守を嚴にし、其職業あるものを撰別せしに、百工あらざる無れば、夫をして各業に島中に就かしめ、其不能者は運土鑿河の役に從事せしめ、之を號して寄場人足と稱し、官用は固より私用にも借使を得せしめ、賃を定めて、之を與へ、其内の何分かを官に預りて、放免の日に資と爲すことを得せしめたるか、或は其外役先より逃走するを恐れ、衣するに一樣の緒衣に、跳珠を染振きたる衣服を以てせり、是れ囚人緒衣の濫觴なるか、今は其跳珠を染むるを止められたり、云々

# 彙報

嘗て當地有志者大井上權南君四宮知万君草刈次郎君外十名より献納ありし軍用毛布足袋の再左の通知書ありたり  
陸經二丙第一一九一號  
兵士防寒の一具として其許等より曾て提出に係る毛布足袋之義は今回



(明治廿七年十二月四日静岡市静岡氏友新聞)

●囚徒の敵愾心 濱松監獄署に入獄申なる囚徒の一人頃日同じ獄中に  
察がれ居る囚人に向ひ道日の清戦争は結局何れが勝を占むべきやと  
問ひしに四方に居並ぶたる十五名ほどの囚徒は一時にドツと起ち上  
り此奴隷甲斐な野郎なり何れが勝つと云ふ事ぞ云ひまほれも幸  
ふ囚徒が右の囚徒を打擲したるも此程出獄したる人の話しなるが實  
に國法を犯し刑罰に關れたる身を以てすら尚ほ斯の如き敵愾心あり一  
般國民の純忠至誠にして意氣の昂なる推して知るを得べし

(明治廿七年十二月五日宇都宮下野新聞)

●差し入れ物 宇都宮監獄署差入物は從來は晝と夜との二回に限りし  
が昨日よりは朝をも許し都合三回とも差入をなすことを得るに至れり  
尤差入を許され居るは是永太郎と青木清十郎の兩名なり

(明治廿七年十二月一日東京日新聞)

●監獄製造品問題(英國の競争) 英國に近來同國の工業に對する獨逸  
の競争を抑壓せんがため一種特得の方法を執れるが如し即ち同國に於  
ては獨逸の商品を一概に監獄製造品なりと言明して其販路を妨  
げんと欲せるとこれなりしかもかくして不利なる敵手市場をなす  
運せんとする卑劣なる政略は遂に同會に干渉せらるる事件とまでなり  
たり即ち此委員としてハワード、グレンセント氏は英國商務大臣マン  
テラ氏は面談を求め獨逸商品の競争に對する保護を要求し獨逸監獄製  
造品の輸入を遏めんとを請ひ又加奈陀稅關法によれば監獄製造品は一  
切輸入を禁する譯なれば此法則に英吉利に於ても採用せらるべしと勸  
告したりといふ然るに同大臣は之に答へて余は加奈陀の法に於ける事  
あるを知らず又税關吏は如何にして其監獄製造品なるを否とを辨別す  
るかを了解する能はずと答へたりと

(明治廿七年十一月廿一日新潟市東北日報)

●囚人汽車の竄より飛下る 北魚沼郡小平尾村大字小平尾馬場才次郎  
(廿七日劫盜罪より處刑を受け東京石川嶋監獄より當監獄へ移送の途  
中七月八日一日汽車の中に護送される隙を窺ひ手錠を外し硝子の破片  
にて既繩を切切り埼玉縣下木庄驛と新町の間に汽車の進行中竄より飛  
下り逃走せんとせしが其際腰刀を抜き歩行の出來ざるより取押へられ

し。一昨日當裁判所に於て囚徒逃走罪により重懲罰三ヶ月に處せらる

(明治廿七年十二月十一日馬關市馬關毎日新聞)

●死囚の解剖 美禰郡伊佐村の柳江某(偽造)は重懲罰囚にて目下當監獄  
署に在りて彼のフライイト病(水腫病)に罹り目下治療中なるも此フ  
ライイト病にては中の八九は全治する能はざる病態なるに柳江の病は  
至つて重く近日中に死亡するならんと思はる程なりと病囚自身に於  
ても到底助かるべき見込なきを推知し看守部長に歎願して死後死体の  
解剖をなし監獄醫の實地経験の實に供したるに依りて監獄支署長は河内  
監獄醫に其旨を通じ同人の死亡後死体の解剖をなすては如何と茲に於  
て河内監醫も大に満足して解剖をなすに決心し赤間關友新聞社に照應  
して臨場を請ひ向は裁判所は元より市役所警察署新聞社にも臨場を請  
求するの考へたり云々

(明治廿七年十月廿八日高知日報)

●治療器械補助 當監獄署務長小藤南明氏は切斷刀骨鉗各一個(代價各  
十圓位のもの)を赤十字社へ献納したり

(明治廿七年十月廿五日新潟市東北日報)

●幼年囚徒の増加 新潟監獄署にては四五年までは幼年囚徒の數多き  
も二十名を越へざりしが近年は漸々増加し目下の現況にては殆んど一  
百餘名の多きに至り殊に昨今四年の風潮の然らしむる所か一般に入獄  
者の少なき割合に反し獨り幼年囚徒に限りは幾分増加の傾きあり而  
して其犯罪は一二を除けば渾て劫盜なりといへり

勅令

朕後備軍備ノ軍籍ニ在ル陸軍監獄看守ニシテ戰時若クハ事變ニ際シ召集  
セラレタル者ニ依職ヲ命スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十七年七月六日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文  
内務 大臣 伯爵井上馨

勅令第八十八號

朕後備軍備ノ軍籍ニ在ル陸軍監獄看守ニシテ戰時若クハ事變ニ際シ召集  
セラレタル者ニ依職ヲ命スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十七年八月二十日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文  
海軍 大臣 伯爵西郷從道  
陸軍 大臣 伯爵大山巖

勅令第五百五十一號

陸軍後備軍備ノ軍籍ニ在ル陸軍監獄看守及海軍監獄看守ニシテ戰時若ク  
ハ事變ニ際シ召集セラレタル者ニ依職ヲ命スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十七年八月十八號

陸軍省令第十八號

陸軍監獄看守給助例施行細則左ノ通定ム

明治二十七年八月三日 陸軍 大臣 伯爵大山巖

陸軍監獄看守給助例施行細則

- 第一條 陸軍監獄看守ニシテ明治二十七年勅令第八十一號ニ依り  
給助ヲ受ケントスル者ハ左ノ區別ニ從ヒ書類ヲ具シ師團長又ハ  
屯田兵司令官ニ提出ス
- 一 傷疾給助 願書履歷書
- 一 死亡給助 願書履歷書軍醫署若クハ主治醫ノ診断證書及戶籍寫  
一 榮記料 願書戶籍寫
- 一 死亡給助ノ願書ニハ親戚二名若クハ死亡者居住地ノ戶主二名連  
署ス
- 一 戶籍寫ニハ市町村長ノ證明市町村制ヲ施行セザル地方ニ在テハ  
區戶長ノ證明又ハ
- 第二條 師團長又ハ屯田兵司令官前條ノ書類ヲ受ケタルキハ監  
獄長ニシテ在職中ノ功勞又ハ傷疾疾病若クハ死亡ノ原因及金額  
ノ等差ヲ調査セシム適當ト認ムルトキハ陸軍大臣ニ進達ス
- 第三條 年金ハ四月十月ノ兩度ニ於テ前六箇月分ヲ給與ス但六箇  
月ニ滿タサルモノハ現月數ニ應ジ給與ス
- 第四條 年金ハ之ヲ受ケルキ事故ノ生タル翌月ヨリ給與ス
- 第五條 年金ヲ受ケタル者給助例第八條第一項ニ當ルトキハ其日  
ヨリ之ヲ給セシム然レモ死亡又ハ其日ヨリ給助ヲ停止ス
- 第六條 年金ヲ受ケタル者死亡又ハ給助例第五條第一項後段ニ當  
ルトキハ其翌月ヨリ給助ヲ停止ス
- 第七條 年金ヲ受ケントスルトキハ其前月ノ末日ニ於テ市町村長  
市町村制ヲ施行セザル地方ニ在テハ區戶長ノ證明シタル生存證  
書ヲ添ヘ元所屬衛戍監獄ニ提出ス

陸軍省令第十八號(明治二十七年七月二日官報)抄録  
 勅令第八十一號(明治二十七年七月二日官報)抄録  
 陸軍監獄看守海軍監獄看守ノ給助ハ大政官達第四十二號逕査看  
 守給助例ニ依ル  
 但會計卒ニシテ看守ノ職ヲ奉シタル者引續キ看守卒トナリ仍  
 引續キ看守トナリタル者若クハ看守卒ヨリ看守トナリタル者  
 ハ前在職中ノ年數ヲ看守在職年數ニ通算ス

大政官達第四十二號逕査看守給助例(明治十五年七月十七日)抄録

第五條 死亡給助ノ額

一 寡婦又ハ相續ノ孤兒アル時ハ年金三拾圓ヨリ少カラス五拾圓ヨリ多カラザル額ヲ給ス寡婦再嫁シ孤兒二十歳ニ至レハ廢止ス

但寡婦アレハ孤兒ニ給セス

第八條 左ノ各項ニ該ル者ハ給助ヲ受ルヲ得ス

一 公權ヲ剝奪セラレタル者

第九條 左ノ各項ニ該ル者ハ其時間給助ヲ停止ス

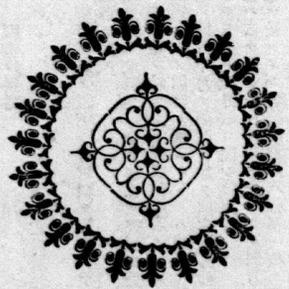
一 俸給ヲ受ルノ官職ニ就キタル者

二 公權ヲ停止セラレタル者

三 失踪シタル者

四 許可ヲ得スシテ外國ニ出テ一年以上歸朝セサル者

●法令の發布は吾人に探て頗る懇切の事なるを以て爾來毎年二回(六月十二月)に蒐集し別頁となし諸君の捜索陸に便ならしむべし但し從來の如く發布の法令は其月刊の雜誌官報欄内に掲載するべきを意らざるなり



## ◎懸賞文募集

一 教誨をして有効ならしむる方法如何

個人教誨、分類教誨、總囚教誨に就て詳論すべし

- |       |                |                 |
|-------|----------------|-----------------|
| 一 等 賞 | 純 銀 時 計        | 壹 個             |
| 二 等 賞 | 日本刑法論<br>監 獄 學 | 岡田法學士著<br>小河典彌著 |
| 三 等 賞 | 本會雜誌           | 二 少 年 分         |

○懸賞文應募者心得

- 一 應募者は匿名たりと雖も、住居氏名は、本會に丈は必報するを要す
- 一 論文は、成るべく措書にて明記し、筆元に係る文辭を避くべし
- 一 論文締切は、來る廿八年一月十日限とす
- 一 論文の檢定は、本會役員會の議決に依る
- 一 懸賞に該たる論文は、來る廿八年一月發行の本誌に掲載すべし

明治廿七年十二月三十日

大日本監獄協會

教誨叢書第二十六輯目錄 十二月分

◎教誨	原 胤 昭
産毒の恩物	阿 部 政 恒
告別の辞	長 陽 外 史
◎宗 教	天 福 堂 主 人
信仰實驗録	南 海 逸 士
◎傳 記	天 福 堂 主 人
赤穂義士銘々傳	南 海 逸 士
堀籠屋の會合	南 海 逸 士
◎伊勢平藏家訓	南 海 逸 士
儉約、堪忍	南 海 逸 士
◎日新公教訓歌解	南 海 逸 士
◎雜 話	南 海 逸 士
北海のイソブ	た、は、生
鴉と鶉の話、井中の狐の話、鳩の精神の話	た、は、生
隨感	渡 邊 望 岳
申譯無用○書を讀む樂み○西郷翁の美事○鼠の親心	渡 邊 望 岳
十八よれば十色	内 田 政 雄
朝恩如何に篤きか	原 胤 昭

◎明治近思錄

梅改..... 渡 川 生

◎談 方

半年の勉強..... 天 福 堂 主 人

北海道樺戸月形村

同 情 會

發行兼編輯者 佐 野 尙  
 印刷者 池 田 宗 平  
 印刷所 東 京 並 木 活 版 所

明治廿七年十二月三十日發行

發行所 東 京 市 牛 込 區 神 樂 町 二 丁 目 廿 二 番 地 大 日 本 監 獄 協 會 事 務 所  
 賣 捌 所 東 京 市 淺 草 區 黒 船 町 廿 八 番 地 東 京 並 木 活 版 所 書 店  
 東 京 市 牛 込 區 神 樂 町 二 丁 目 廿 二 番 地 池 書 院  
 全 其 外 各 書 店